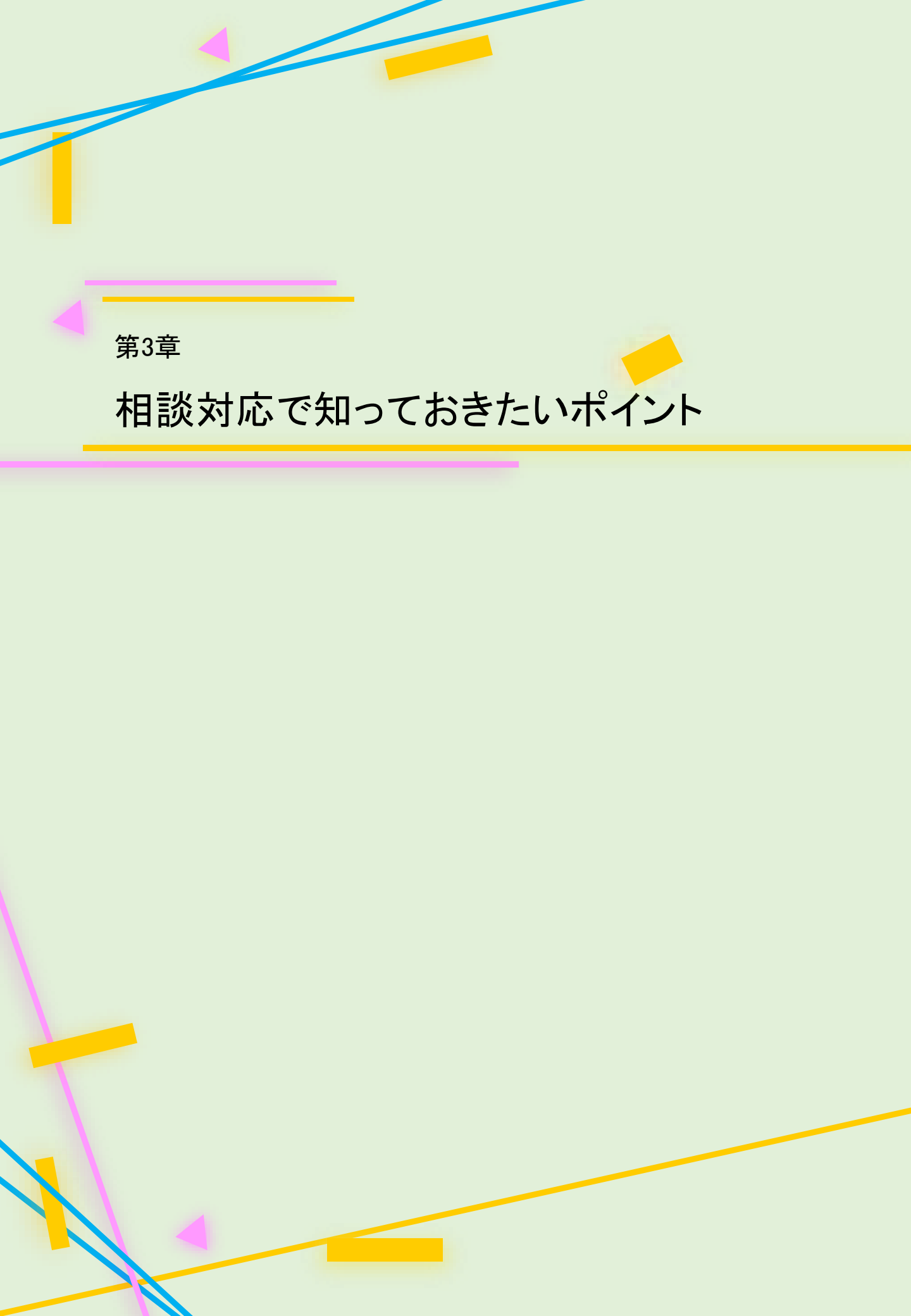




## 第3章

# 相談対応で知っておきたいポイント

# 公立小学校への編入学

外国で暮らしていた子どもを呼び寄せた親からの相談です。学校へ通わせるのにどうしたらよいのかわかりません。



生まれてからずっと外国で暮らしていた子どもを、3月に日本へ呼び寄せました。4月から、地元の公立学校へ通わせたいのですが、どうしたらよいですか。今は11歳で、本国では5年生でした。日本では何年生になるのでしょうか。私自身も外国の学校に通っていたので、日本の学校のことがわからず不安です。

## Point



- 原則として、日本では子どもの年齢相当の学年に入る(特例として下の学年に編入する場合もある)こととなります。そのため、子どもの生年月日を聞き取ることが必須になります。公立小中学校は市町村教育委員会で手続きをすることになります。
- 学校では、様々なこと(→P.29例)を確認されますので、答えられるよう準備しておくスムーズです。
- 母国と日本の学校年度が始まる月、学年が一致しないなど、学校制度に様々な違いがあります。母国での学校の状況などを聞きながら、日本の学校制度を説明すると理解が進みやすいです。
- 学校では制度の違いや言語面で配慮した説明をしてもらうようにしましょう。また、一度にたくさんの情報を伝えられると混乱してしまうので、優先順位をつけて進めてもらうとよいでしょう。

## 編入学の手続き

原則として、日本では子どもの年齢に応じて、小学校や中学校の相当学年に入学・編入学することとなっています。特例として下の学年に編入する場合があります(→P.37「3(3)受入れ学年の決定等」)。

保護者には、日本の教育制度の概要と、公立の学校へ入学・編入学するための手続きの流れ(→P.21)を説明した上で、居住地の市区町村(教育委員会)に問い合わせるように伝えます。その後、学校で手続きをします。手続きの際には、母国で発行してもらった在籍証明書や成績証明書などの書類を提出します。

学校で手続きする際には、家族構成や母国での生活状況、日本語能力など、様々な事柄を確認されます(→P.29)。説明できるように準備するよう伝えましょう。また、学校生活は、母国と異なるところがたくさんあります。子どもが学校生活に早く馴染めるように、また保護者として不安なことを残さないようにしっかり学校と話し合うように伝えましょう。

### ○編入学の手続きの際に学校が配慮すること

日本人なら当たり前のことでも、外国人の親子にとっては日本の学校生活は初めての経験です。学校からは、学校での生活の内容やルールなど、保護者や子どもに知っておいてほしいことを丁寧に伝えましょう。学習や学校生活について、保護者や子どもの不安をできるだけ取り除くように、最初にしっかり時間をかけ、子どもと子どもを取り巻く家庭環境を理解することが円滑な学校生活に繋がります。一度に説明を受けても混乱してしまうので、大事なことから順番に何回かに分けてもよいでしょう。

愛知県教育委員会が発行している「事例集『外国にルーツをもつ児童生徒受け入れ・共生のためのはじめの一步』」(→P.96)に、編入学時の面談の参考になるチェックリストが掲載されています。

＜学校での手続きの際に確認することなど＞（→P.21）

○ 学校から保護者に確認することの例

|                |                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 個人の基本情報        | 氏名表記(カタカナ)・呼び方、国籍・出身地域、生年月日、性別、現住所、日本語能力                                                                |
| 家族に関すること       | 家族構成と同居者の氏名、連絡先・勤務先、緊急連絡先、保護者の日本語能力、通訳・翻訳文書の必要性、日本語がわかる親類の連絡先、連絡方法                                      |
| 健康に関すること       | 健康状態、予防接種歴、アレルギーの有無、留意事項                                                                                |
| 生活歴、生活環境に関すること | 来日履歴、母語、家庭内の使用言語、母国の学習履歴・学力・学校生活の様子、好きな教科や得意なこと、趣味、宗教の配慮有無(食事、服装、男女の接触等)、将来の展望(日本での滞在予定年数、永住予定有無、希望進路等) |

○ 学校から保護者に伝えることの例

|            |                                                                                                                                |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校の基本情報    | 学年・学級、担任の名前、担任以外にかかわる職員の名前、学校の電話番号、欠席・遅刻する場合の連絡方法                                                                              |
| 学習に関すること   | 学習教科、学習内容、必要な教材(教科書、ノート、ドリル・ワークブック)、ICT活用教材                                                                                    |
| 学校生活に関すること | 1日の流れ(時間割・授業時間)、必要な持ち物(文房具、体操服、上靴、給食セット、お茶を入れた水筒等。海外では使用しないものも多くあります。)、給食当番、クラブ活動、学校行事(入学・卒業式、始業・終業式、運動会、授業参観、朝礼等。行わない国もあります。) |
| 費用に関すること   | 積立金、給食費、PTA会費(義務教育期間中は教材費等の費用負担のない国もあります。)                                                                                     |
| その他        | 学校のルール(宿題が出されたら期日までに行う等)、通学方法(集団や個人の登下校はなく、保護者が送迎したり、スクールバスを利用したりする国もあります。)、提出が必要な書類等(個票、各種問診票等)                               |

義務教育期間と年齢、学校年度

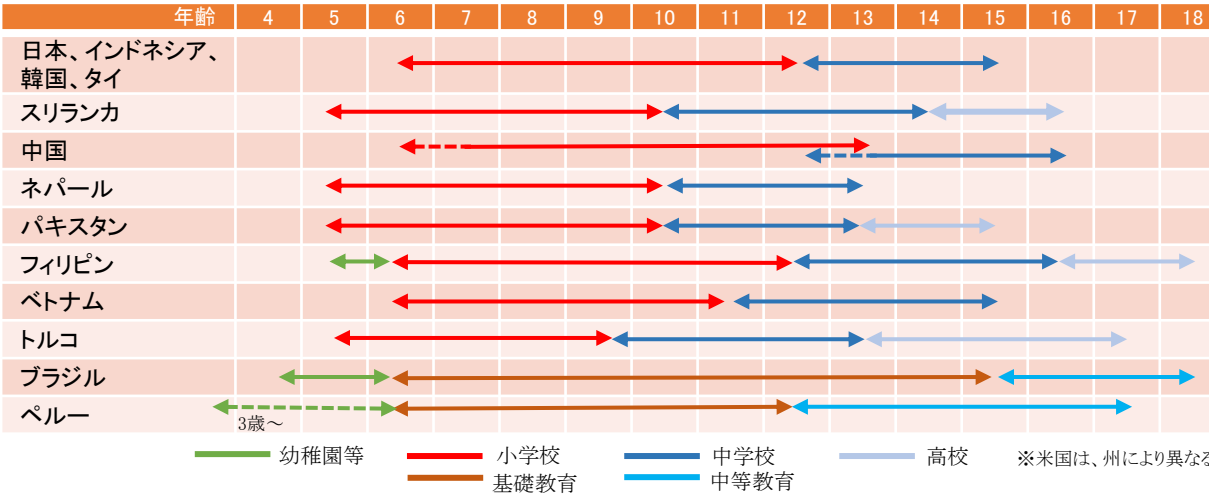
学校制度は国によって様々（→P.80～88）です。義務教育期間、就学開始の年齢、年度など、異なることも多いので、母国の学校の状況を聞き取りながら、日本の学校制度はどことが違うかを説明すると理解が進みやすいです。

例えば、義務教育期間は、日本では6歳から始まり、小学校6年間、中学校3年間の計9年間です。中国は、入学年齢が6歳からだけでなく、7歳からの地域もあります。インドネシアでは、7歳から始まります。フィリピンでは、幼稚園1年間と高校2年間も義務教育とされる1-6-4-2制です。アメリカでは州により6-3-3制、5-3-4制、6-2-4制など異なります。また、義務教育の概念が国によって異なることもあります。

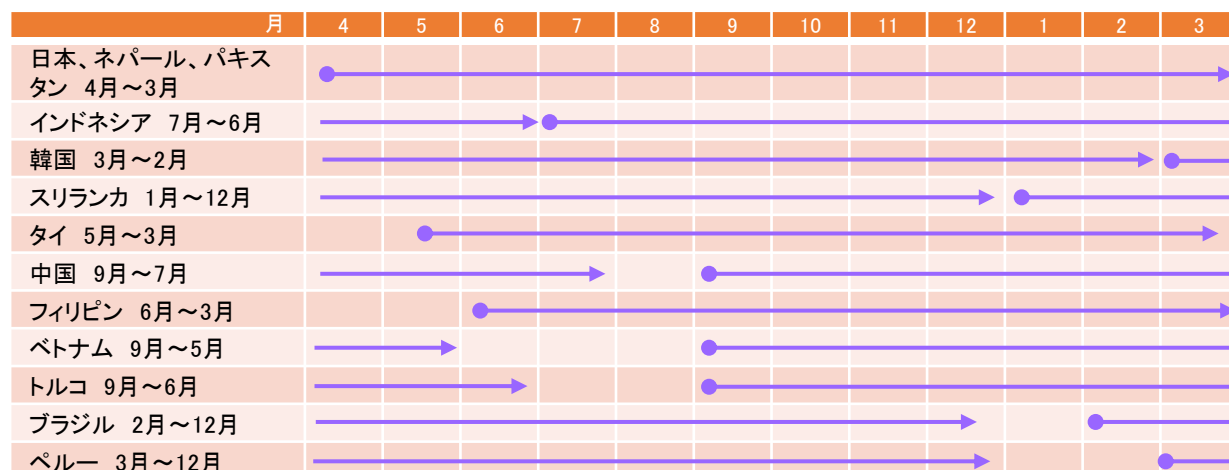
学校年度は、日本は4月から始まりますが、日本以外の国では9月始まりや、2月始まりなど様々です。

また、就学開始の年齢は、日本では4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの子が対象ですが、学校年度と連動して各国様々です。

◇ 主な国の義務教育年齢 一般的な状況を紹介しています。地域によっては、年齢が多少前後する場合があります。



## ◇ 主な国の学校年度 一般的な状況を紹介しています。



※米国は、州により異なる。

## 学校と保護者のコミュニケーション

子どもが安心して学校に通えるようにするには、保護者の学校に対する理解も欠かせません。保護者は学校に行く機会があまりない分、学校は、行事、学習などの学校生活について丁寧に説明する必要があります。

保護者の日本語能力に応じて、**語学相談員**（→P.34、92）、やさしい日本語、多言語翻訳機、翻訳アプリ等を活用して、保護者と円滑なコミュニケーションが取れるよう工夫をしましょう。多言語翻訳アプリは、保護者が自分でも活用できるので、自立支援にもつながります。

- やさしい日本語（→P.14,95）
- 多言語翻訳機、翻訳アプリ（→P.102）

### ◇ 保護者向けの書類について

日本人の保護者向けと同じ文書では理解できない人もいます。以下の工夫をするとよいでしょう。

- ・多言語対応ができる場合、多言語翻訳をする。
- ・やさしい日本語にして、漢字にはふりがなをつける。
- ・季語などのあいさつ文を省き、要点だけを簡潔に伝える。

＜参考＞ 文部科学省の**情報検索サイト「かすたねっと」**（→P.96）では、各都道府県や市町村などが作成している多言語の教材や学校文書等を集約し、公開しています。

## 母国での学習の進捗状況や日本語能力による編入の特例措置

市町村や学校により、子どもの母国での学習の進捗状況や日本語能力、勉強に対する意欲などを考慮して、希望すれば該当する学年より下の学年への編入を認める場合があります。これを**下学年編入**（→P.91）と言います。通知では、一時的な下学年への入学も認め、受け入れにあたっては、1学年下とは限定されていません。

また、進級および卒業にあたり、保護者から要望がある場合には、進級や卒業を留保する取り扱いを講じることが可能とされていますが、原級の留保になることは現状、ほぼないようです。（2020（令和2）年文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」→P.36,37）

特例措置にはメリットとデメリットがあるので、留意が必要です。メリットは、日本の学校や学習に適応しやすくなるとともに、日本語や教科の学習面で時間的猶予ができることです。

デメリットは、日本語能力が向上し、学習面で他の子どもたちに追いつき元の学年に戻りたいと思っても、飛び級の制度がなく戻れないことです。年齢が下の子どもたちの中で、身体的、精神的成長面で年齢が下の子どもたちと比較して違いを感じたり、会話の内容や興味が合わず違和感を抱く子もいます。また、スポーツが得意な子どもが試合や大会に出ようと思っても、年齢制限に引っかかり出場できないこともあります。

目先のことだけを考えず、どうしたらその子どもにとって一番良いのかを多方面から考慮することが大切です。

## 学齡を超過した子ども

日本の義務教育期間は、満6歳から満15歳の子どもです。15歳の学年の終わりを超えてしまうと、学齡超過者(→P.91)となり、中学校の編入学の対象ではなくなります。義務教育を修了しないまま学齡を超過した子どもについては、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齡生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立中学校での受け入れが可能とされています(2020(令和2)年文部科学省「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(→P.36,37)。なお、義務教育を修了した子どもは、再度中学校へ入学することはできません。

日本の中学校へ編入学できない場合で、高校進学を希望する際には、**夜間中学**(→P.38,64,95)に通って中学卒業資格を取得したり、**中学校卒業程度認定試験**(→P.38,93)に合格し、高校入学資格を得たりする方法があります。

### ○夜間中学

夜間中学とは、市町村や都道府県が設置する中学校において、夜の時間帯に授業が行われる公立中学校のことをいいます。日本の義務教育年齡を超えている、中学校を卒業していない等の要件を満たしている人、さらに、不登校など様々な事情により十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した人で学び直しを希望する人を対象としています。外国籍の人も入学が可能です。

愛知県の場合は、2025(令和7)年4月に愛知県立とよはし中学校、名古屋市立なごやか中学校が開校するのを皮切りに、2026(令和8)年4月にはとよた、こまき、いちのみや中学校が開校予定となっています(→P.64)。

### ○中学校卒業程度認定試験

また、中学校卒業程度認定試験は、何らかの事情で中学校を卒業していない満16歳以上の人や、満15歳に達するが年度の終わりまでに卒業できない見込みの生徒等について、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。日本の国籍を有しない、満15歳以上の子どもも受験できます。

なお、日本にある外国人学校は**一条校**(→P.90)ではないことから、愛知県では外国人学校の中学校を卒業しても、公立高校への進学のための条件は満たしません。その場合、中学校卒業程度認定試験に合格するか、夜間中学に通い卒業するなどの必要がでできます。日本の高校への進学を希望する場合は、入学資格を得るために、日本の小学校や中学校へ編入したり、早めに対策を考えた方がよいでしょう。



### 呼び寄せられた子どもたち

外国人の家族の中には、日本で暮らしている親と離れて、母国で祖父母や親戚に育てられている子どもがいます。親が日本で就労に専念するためであったり、両親が離婚し経済的に親子で暮らすことが難しいためであったり、背景は様々です。また、親が来日する理由は母国の経済的な事情が大きいですが、子どもを国に残して来日するのには、親戚が協力しながら子育てをするという価値観があることも影響しています。

親の日本での生活が安定したり、結婚・再婚などで子どもを育てることのできる環境が整ったりして、子どもを来日させることを「呼び寄せ」と言います。親は様々な思いを抱いていると思われますが、その多くは、少しでも早く生活や学校に慣れてもらい、日本で幸せに暮らせるようになってほしいと望んでいます。

呼び寄せられた子どもたちの多くは、母国で日本語に触れたことがないまま来日し、慣れない生活や学校での勉強と並行して、急いで日本語も習得しなければならないという状況となります。また、これまで一緒に暮らしてきた祖父母や親戚、仲がいい友達などと離れ、寂しい思いをする子もいるでしょう。せっかく親と一緒に暮らすことになったのに、日本での生活に馴染めなかったり、自分の将来が不安になったりして、帰国する子どももいます。

また、中学校3年生の時期に呼び寄せられる子どももよく見受けられます。母国の学校で基礎学力が身につけていても、日本で高校進学をするために日本語を短期間で習得するのは容易ではありません。子ども本人の努力だけでなく、親や学校など周囲のバックアップが不可欠です。

来日する子どもたちが感じる戸惑いや不安をできるだけ早く解消し、安心して学校生活が送れるように、保護者だけでなく、学校や地域などが連携して子どもをサポートすることが大切です。



# 日本語が話せない子どもを 学校が受け入れるには

全く日本語が話せない子どもが通い始めた学校の担任の先生から  
受け入れをどのようにしたらよいかの相談です。



来週から、自分が担任する小学校3年生のクラスに外国人の子どもが来ます。  
その子は日本語に触れる機会が全くなかったそうで、基礎的な会話すらできません。  
日本語を早く習得してもらい、授業も理解できるようになってもらいたいのですが、学校と  
しても初めて外国人児童を受け入れるので、どうしたらよいのか分かりません。

## Point



- 受け入れるにあたり、保護者にこれまでの生活状況を確認し、学校から保護者や子どもに今後の学校生活について伝えます。最初にしっかりと話し合っておくことが大切です。
- 様々な手引き、ツールや方法を活用しながら、必要に応じて特別的教育課程を編成し、実施計画を作成することになります。
- 実際の日本語指導は、日本語指導をする教員や語学相談員、地域の日本語教室など、様々な関係者、関係機関がかかわってきます。情報共有をしながら子どもをみていくことが大切です。
- 文部科学省から様々な通知(→P.36,37)が出されています。適宜情報の確認が必要です。

## 入学・編入学の際に学校が確認・説明すること

まず、子どものこれまでの環境や学習履歴などを確認し、今後の学校生活等について、学校と保護者とよく話し合しましょう。外国人の親子にとっては日本の学校生活は初めての経験です。学校からは、学校での生活の内容やルールなど、保護者や子どもに知っておいてほしいことを丁寧に伝えましょう。学習や学校生活について、保護者や子どもの不安をできるだけ取り除くように、最初にしっかり時間をかけ、多角的に子どもと子どもを取り巻く家庭環境を理解することが円滑な学校生活に繋がります。(→P.28,29)

## 参考になる手引きを見つける

文部科学省では、公立学校や教育委員会などがそれぞれの役割を理解し、円滑な受け入れに力を注ぐことができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引」等(→P.96)を作成しています。手引では、外国人の子どもが持つ多様な背景を理解することから、日本語指導のあり方や環境整備など、外国人児童生徒を受け入れる際に必要となる情報、管理者・学級担任・日本語指導担当などの役割まで詳しく解説しています。

愛知県では、受入れ・共生について考え、支援・指導を進めていくためのヒントとなるよう、事例集「外国にルーツをもつ児童生徒 受入れ・共生のための はじめの一歩」(→P.96)を作成しています。

その他、多くの教育委員会や関係機関などでも手引書を発行しています(→P.96)。文献を参考にしたり、問い合わせたりするとよいでしょう。

## 日本語が全く分からない児童生徒の教育支援

日本語が全くできない子どもには、「トイレいい?」、「危ない」などの健康や安全に関することや、「読んで」、「書いて」、「ありがとう」など学校生活や社会生活において必要性の高い言葉や表現を教え、日本語を使って行動する力を身につけるようにします。愛知県教育委員会作成「生き生きと学校生活を送るために」(→P.99)の120時間プログラムを活用して、毎日継続して行くと効果的です。

初めて日本の学校に入る子どもに対して、一定期間(3か月間など)学校生活に慣れるまでの生活指導や初期の日本語指導を行う**プレクラス(初期指導教室)**(→P.16,67,94)を実施している市町村もあります。

また、学級に入ってから一部の授業を、日本語指導が必要な児童生徒を集めて別教室で行うという**取り出し授業**(→P.93)も多くの学校で行われています。取り出し授業のメリットは、児童生徒一人ひとりの日本語能力に合わせて指導できるところです。取り出し授業の様子を公開している自治体もあります。また、学級での授業に日本語指導担当教員や指導員が入り込んで**入り込み指導**(→P.94)を行う方法もあります。

その他に、学校だけで抱え込まずに、**放課後学習支援**(→P.95)や**地域日本語教室**(→P.16,47,68,93)などと連携して日本語の支援をしていくのも一つの方法です。

なお、就学前の外国人につながりを持つ子どもを対象に、初期の日本語を習得しながら、日本の学校生活について学ぶ**プレスクール**(→P.66,94)を実施している市町村もあります。

プレスクール、プレクラス実施の有無については、市町村教育委員会に問い合わせてください。

## 外国人児童生徒への日本語指導、教科指導を組み立てるには

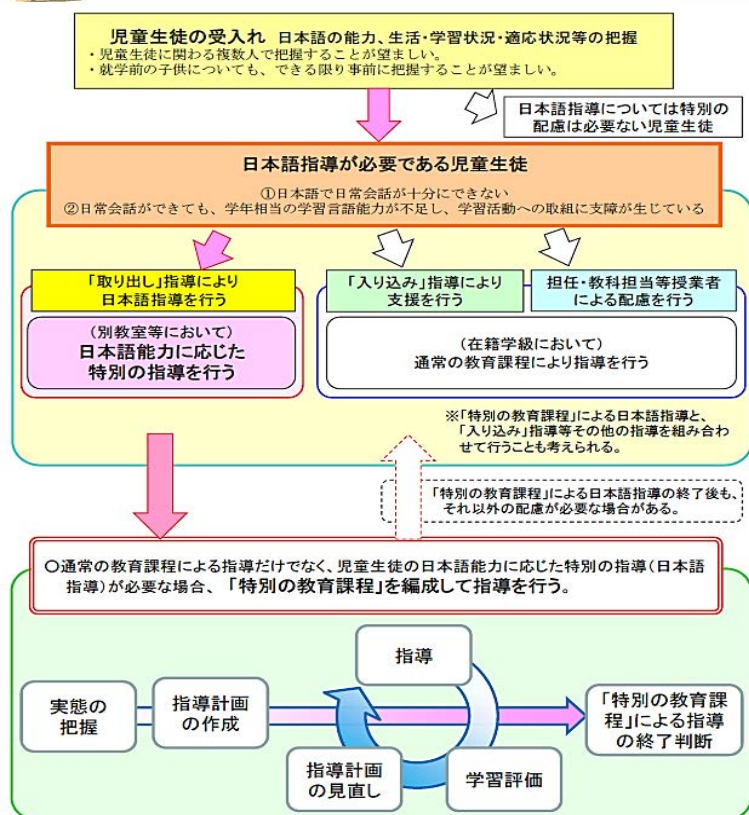
文部科学省は、日本語指導が必要な児童生徒(→P.94)を対象とした**特別の教育課程**(→P.36,93)の編成・実施を行うための制度改正を実施し、平成26年4月から小・中学校(学校教育法施行規則第56条の2等)、令和5年4月から高等学校(学校教育法施行規則第86条の2等)で実施が可能となりました。

「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送ったり、教科等の授業を理解したりするのに必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程に加え、又はその一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行うものです。これにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな日本語指導を行うことができます。

また、文部科学省では、日本語指導が必要な児童生徒を対象としたカリキュラム※<sup>1</sup>や日本語能力評価ツール※<sup>2</sup>を作成しています。



学校における日本語指導の流れ



出典: 文部科学省ホームページ

※<sup>1</sup> **学校教育におけるJSLカリキュラム**(→P.92)は、日本語指導と教科指導を統合的に捉え、学習活動に参加するための力を育成することを目的としたカリキュラムです。

小学校 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/008.htm)

中学校 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/011.htm)

※<sup>2</sup> **外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA**(→P.91)は、ペーパー型でなく対話型の日本語能力の評価ツールで、指導プログラムの設定の前の評価にも、指導や学習の成果を把握することもできます。これらは、広く学校現場で活用されるほか、地域日本語教室などでも参考にされています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm)

## 日本語指導をする担当教員

日本語能力が十分ではない子どもたちに対する日本語指導を充実するために、**加配教員**（→P.91）など、外国人児童生徒等指導の担当教員を配置する措置があります。担当教員は、日本語指導が必要な児童生徒に対して個別指導や集団指導を行います。

愛知県では、文部科学省の定数によらず、下記の県単独定数を採用しています。

### <愛知県の配置基準(令和6年度)>

| 加配数(人)                   |     | 1     | 2     | 3     | 4     | 5      | 6       | 7       | 8       |               |
|--------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|--------|---------|---------|---------|---------------|
| 日本語指導の必要な児童生徒が学校にいる人数(人) | 小学校 | 10～30 | 31～50 | 51～70 | 71～90 | 91～110 | 111～130 | 131～150 | 151～170 | 171人～20人ごとに1人 |
|                          | 中学校 | 10～20 | 21～30 | 31～40 | 41～50 | 51～60  | 61～70   | 71～80   | 81～     | 81人～10人ごとに1人  |

※市町村で複数校の合計が10人の場合も1人配置可能

### <愛知県の配置状況(令和6年度)>

| 区分       | 小学校 | 中学校 | 市町村単位 | 計   |
|----------|-----|-----|-------|-----|
| 担当教員数(人) | 339 | 230 | 10    | 579 |

## 学校での多言語対応

愛知県では、公立学校教員採用試験に外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語/タガログ語）に堪能な者を対象とした選考を導入し、外国人児童生徒教育の充実を図っています。

また、愛知県内の公立小中学校には、**語学相談員**、**語学支援員**（→P.92）などと呼ばれる、子どもたちの母語を使って支援を行うスタッフが配置されている学校があります。市町村により業務の範囲は異なりますが、学習サポートや学校生活に関する相談・適応指導、保護者と学校との通訳、保護者に対する教育相談等を行っています。

例えば、愛知県教育委員会では、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語/タガログ語の語学相談員を各教育事務所等に配置し、地域の学校を巡回しながら児童生徒の支援を行っています。

その他の言語の対応については、外国人コミュニティなどへ支援を相談するのも一つの手段です。

また、県立高校、名古屋市立高校においても、**外国人生徒教育支援員**、**母語指導補助員**（→P.92）と呼ばれる学習活動や学校生活の支援を行うスタッフが配置されている学校があります。

### <語学相談員などの配置状況(令和6年度)>

|      | ポルトガル語 | スペイン語 | 中国語 | フィリピン語/タガログ語 |
|------|--------|-------|-----|--------------|
| 愛知県  | 4人     | 3人    | —   | 4人           |
| 名古屋市 | 11人    | —     | 22人 | 12人          |

※ このほか、市町村独自に配置しているところがあります。（通訳として採用されている場合もあります。）





## 愛知県内の様々な学校の取り組み

同じ愛知県の中でも、外国人の多い地域と少ない地域があり、外国人の多い地域には、学校の過半数が外国人児童生徒という学校もあります。地域ごとに創意工夫をこらした取組がなされています。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岩倉市 | <p>岩倉市では、すべての小中学校に日本語適応指導教室があり、センター校では日本語初期指導を行っています。日本語初期指導を終えた児童生徒は、日本語学習と基礎的教科学習を1時限内に組み合わせた「モジュール式学習」や、教科学習を通して日本語を学ぶ「日本語と教科の統合学習」など、それぞれの日本語能力に応じて進めています。市内の小中学校が強く連携して取り組んでいるため、小学校入学時や編入時から、中学校卒業とその先の進路まで、組織的で長期的なサポートをしています。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 豊明市 | <p>豊明市では、委託している認定NPO法人がプレクラス・プレスクールを運営しています。オリジナル教材を使った言語学習で「話す・聞く・読む・書く」をバランスよく指導しています。</p> <p>また、通級先のクラスから在籍する学校への送りに係る費用には県の補助金が活用でき、保護者の都合で通うことが難しい場合にも対応しています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 豊田市 | <p>豊田市では、日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒に対して、市内4つの小・中学校内に「ことばの教室」を開設し、日本語初期指導および学校生活適応指導を行っています。各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、日本語の習得状況により、個に応じた指導や支援を行っています。</p> <p>また、「豊田市外国人児童生徒等サポーターセンター」において、翻訳や通訳、教材開発や教材のデータベース化、学習相談に応じるなど、各小・中学校、児童生徒や保護者への支援の充実を図っています。</p>                                                                                                                                                                                                |
| 西尾市 | <p>西尾市には、大きく2つの支援体制があります。</p> <p>1つめは、「日本語初期指導教室カラフル」です。来日直後等の児童生徒を対象に、学籍のある学校に定期的に通いながら、最長3か月間、学校生活に必要な基本的生活習慣の指導や日本語指導、教科学習の導入などを行っています。支援員は18名在籍しており、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、英語に対応しています。支援員は、市内各校への巡回し、カラフルに通室していない児童生徒への支援も行っています。翻訳や通訳にも対応しています。</p> <p>2つめは、「多文化ルームKIBOU」です。西尾市が社会福祉法人に委託して開設しています。外国にルーツをもつ子ども(5～18歳)のうち、不就学、不就園状態である子どもに対して、就学・登校・学習支援を行っています。</p> <p>また、学校教育課に常駐する「外国人児童生徒教育相談員」によるきめ細やかなサポートや、学校教育課が委嘱した大学等の研究機関と連携した指導を行っています。</p> |
| 知立市 | <p>知立市では、海外から編入学する子どもには、面接をとおして日本語能力の確認を行います。そこで、初期の日本語指導が必要だと判断した場合は、早期適応指導教室で初期日本語の指導をします。約12週間の早期適応教室での指導の後に在籍校に戻りますが、取り出し指導や入り込みの指導を受けながら日本語の力を養います。学校によっては、リライト教材を活用して指導したり、日本人も含め習熟度別にグループを編成して指導したりしています。</p> <p>早期適応教室には、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の通訳が常駐しており、学校と保護者の面談等があれば各学校に派遣をしています。</p>                                                                                                                                                                               |
| 豊橋市 | <p>豊橋市では、日本の学校に初めて編入する児童生徒や、他市町村からの転入生で前籍校で日本語指導を受けていなかったり、指導時間数や期間が少なかったりして、日本語が初期段階の児童生徒を対象に、通級型の日本語初期支援コースを市内3校に開設しています。このコースでは、小学生が1日5時間×週4日(1日は在籍校登校)×8週間の計160時間、中学生が1日5時間×週4日(1日は在籍校登校)×10週間の計200時間の集中指導を受けることができます。</p> <p>また、教育委員会内に開設されている「外国人児童生徒相談コーナー」では、就学相談や転編入手続き補助、学校や教育相談機関への通訳派遣なども行っています。</p>                                                                                                                                                            |

## 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について(通知)」 抜粋

令和元年6月28日に公布・施行された日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号。以下「法」という。)第10条に基づき、政府として、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定。以下「基本方針」という。)を策定しました。

本基本方針においては、外国人の子供の就学機会の確保のために、地方公共団体が講ずべき事項を指針として策定することとされていることに基づき、このたび別添のとおり、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針(以下「指針」という。)を策定しました。

各地方公共団体におかれては、法第5条に基づき、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することから、指針を参酌いただき、必要な措置を講じていただくようお願いいたします。また、各都道府県及び都道府県教育委員会においては、域内の市町村及び市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

なお、施策の実施等に当たっては、下記の点も留意いただくようお願いいたします。

### 記

1. (略)

2. (略)

3. 学校での受入れ後の指導に関する留意事項

外国人の子供に対しては学校において、日本語の学習を行うとともに、日本語と教科を統合した学習を行うことにより教科学習に自律的に参加できる力を養うなど、組織的・体系的な指導が必要である。このため、指導に当たっては以下の事項について留意されたい。

- ・ 外国人の子供の日本語能力等に応じ、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の指導・支援を実施すること
- ・ 学校において、「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援等、必要な指導・支援を行うことのできる体制を構築すること
- ・ 教育委員会が独自に実施する現職教師のための研修の他、法定研修や免許状更新講習、校内研修など、各地域において、外国人児童生徒等の教育に関する知識を学ぶ場が設けられること
- ・ 小・中・高等学校等が連携し、外国人の子供のための「個別の指導計画」を踏まえて必要な情報を整理し、情報共有を図ること。このため、「特別の教育課程」による日本語指導・教科指導等の内容や指導上の配慮事項等について、指導要録に記載すること

## 「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」 抜粋

令和2年7月1日 文部科学省

### 1. 趣旨

我が国における外国人の子供の受入れ体制の整備及び就学後の教育の充実については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところ。

しかし、平成30年12月に出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)が改正され、今後、更なる在留外国人の増加が予想される。また、令和元年度に文部科学省が実施した「外国人の子供の就学状況等調査」により約2万人の外国人の子供たちが就学していない可能性がある、又は就学状況が確認できていない状況にあるという結果が明らかとなったところである。

こうした状況に対しては、外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を全国的に推進することが必要である。

ついては、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(令和2年6月23日閣議決定)に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について、以下において示す。

### 2. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

#### (1) 就学状況の把握

略

#### (2) 就学案内等の徹底

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県の広報誌やホームページ等の利用、就学ガイダンスの開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する必要がある。また、就学の案内を徹底するために、以下の取組が求められる。

- ・ 外国人の保護者に対して、住民基本台帳等の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を送付すること
- ・ 就学案内や就学に関する情報提供等を行うに当たっては、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること

- ・就学案内に対して回答が得られない外国人の子供については、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めること
- ・首長部局(福祉部局、保健部局等)と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、外国人の保護者に対する情報提供を実施すること
- ・学齢期に近い外国人幼児のためのプレスクールや来日直後の外国人の子供を対象とした初期集中指導・支援を実施するなど、円滑な就学に向けた取組を進めること
- ・義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組(園児募集や必要な手続等の情報について多言語化を行うなど)を進めること

### (3) 出入国記録の確認 略

## 3. 学校への円滑な受入れ

### (1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

外国人の子供についても、市町村教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に準じた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で、十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続きについて説明し、保護者の申し立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

### (2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)及び「教育支援資料」(平成25年10月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

### (3) 受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと思われる場合には、学校において以下のような取扱いを講じることが可能であること。

なお、以下の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

- ・一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた下学年への入学を認めること
- ・外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人の希望に応じて年齢相当の学年への編入学を認めること
- ・進級及び卒業に当たり、保護者から補充指導や進級、卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとること

### (4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるように措置すること。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の日本語学校等への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

### (5) 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること。

また、夜間中学を設置している自治体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

### (6) 高等学校等への進学の実進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要である。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、教育委員会において以下の取組が求められる。

- ・中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・公立高等学校入学選抜において、外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮(試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等)等の取組を推進すること

## 4. 外国人関係行政機関・団体等との連携の促進 略



母国で中学校を卒業して来日した子どもを高校に進学させたいと思っている親からの相談です。



子どもを高校に進学させたいと思っています。  
子どもは母国で中学校を卒業し、来日しました。日本語はほとんどできません。子どもが入れる高校はありますか。

## Point



- 高校受験する資格は、学校教育における9年の課程を修了しているかなど、要件があります（→P.22）。日本の高校の受験資格があるかどうかの確認が必要です。
- 愛知県の公立高校は、愛知県教育委員会が出願資格を確認します。私立高校は、各学校の判断となります。
- 子どもの日本語能力の確認も必要です。日本語が理解できなければ、高校入学は難しく、また入学できても進級や卒業ができない場合があります。日本語を習得することが必要です。
- 将来のことを考えると、高校卒業以上を求められる場合もあります。しかし、子どもに意思や意欲がないと、進学できても卒業まで続かないこともあります。親子でよく話し合うことが必要です。
- 日本の高校の制度や受験制度についてしっかり理解をした上で出願することが大事です。説明の際には、母国の教育制度との違いを認識しておくことが効果的です。

## 高校の出願資格の確認

日本の高校に進学するには、高校の入学資格の要件を満たしている必要があります。海外の中学校を卒業していても、成績証明書や卒業証明書などの公的な書類で9年の課程を修了したことの確認が必要です。

愛知県の公立学校については、愛知県教育委員会高等学校教育課が出願資格があるかどうかを確認します（→P.23）。本国から必要な書類の取り寄せに時間がかかったり、教育委員会での確認にも時間がかかったりすることがあるので、出願の時期より前に愛知県教育委員会による確認を済ませておくといでしょう。私立学校については、各学校で判断します。

教育制度が違うことにより、年齢や就学期間が異なり、高校進学に必要な条件を満たしていない場合は、**夜間中学**（→P.16,31,64,95）に通って中学校卒業資格を取得したり、**中学校卒業程度認定試験**（→P.16,31,93）に合格したりすることが必要です。中学校に編入学ができるかどうかは、自治体の判断になります。

また、日本の外国人学校やインターナショナルスクールの中学部を卒業した場合も、愛知県の公立高校の出願は認められていませんので、同様に夜間中学に通ったり、中学校卒業程度認定試験に合格したりすることが必要です。

## 子どもの日本語能力と学ぶ意欲がどの程度あるか

中学校卒業後に来日し、日本語がほとんどできない状態であると、高校受験の試験問題を読んで理解し、正しく解答すること自体が難しく、面談でも受け答えができないと、進学には困難が伴います。

また、高校に入学した後は、学習内容が中学校に比べて広範囲にわたり、専門的になるため、日本語能力が乏しいと、授業についていけなくなってしまいます。さらに、必要な単位が取れず進級できずに原級留置になったりもします。進級・卒業するには学習習慣を身につけて、主体的に学ぶ意欲を持続ける必要があります。意欲がなくなり退学してしまうことも少なくありません。

学習面だけでなく学校生活面でも、先生や、他の子どもたちと交友関係を築いていけるようなコミュニケーションが取れず、楽しい生活を送ることができないことが心配されます。

こうしたことを考えると、進学を1年遅らせて、日本語を学びながら受験や高校生活のための準備をする方がよい場合もあります。公立高校の進学に年齢の上限はありませんので、十分に準備してから受験するのも一つの選択肢です。地域日本語教室などでは高校受験に向けた勉強も行っているところがあります(→P.68)。

子ども自身が高校、さらには大学などに行きたいと思っているのか、将来どんな仕事につきたいと考えているかなど、子どもの気持ちを十分に聞き、意欲を引き出していくことが、有意義な学校生活を送るためには重要になります。

言葉も学校生活も母国と違う中で進学するのには、子ども自身の努力だけでなく、親や周囲のサポートが必要となります。意欲的に取り組むためにも親子が十分に話し合う機会を持つように働きかけることが大切です。

## 高校の制度の理解を深め、多様な進路選択があることを知る

学校の制度、教育期間、高校進学のシステムは国によって様々(→P.80～88)です。中等教育が中高一体であることによって高校進学概念がなかったり、高校が義務教育であることによって入学試験がなく希望する全ての生徒を受け入れられるようになっていたり、修了試験を受け合格すれば進学が可能となっていたりと、多様です。高校入試のない国から来日した外国人にとっては、入試は未知のものです。

○ 高校に進学するために入試がない国の例： ネパール、ペルー

まず、高校に入学するには試験を受ける必要があるということから説明が必要です。どのような高校があるのか、いつ出願校を決める必要があるのか、進学に向けてのスケジュールや仕組み(→P.24)、高校進学後の生活等を丁寧に説明することが大切です。

地域によって、外国人児童生徒と保護者のための進路説明会が開かれています。説明会に参加したり、進学に関する資料(→P.98)を読んだりして、親子ともに理解を深めてもらうことが大切です。

また、愛知県では、全日制、定時制、通信制だけでなく、多様な学習ニーズをもつ生徒が学びやすい環境づくりを図っているフレキシブルハイスクール(→P.62)、外国人生徒向けに学習面の支援の充実を図る学校など、多様な進路の選択ができるようになっています。最新情報を確認しながら高校選択をするよう伝えましょう。

○参考資料

「外国につながる子どもたちの進路開拓ガイドブック」：愛知県多文化共生推進室 2012年発行  
ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語(簡体中文/繁体中文)、フィリピン語/タガログ語  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/shinro-gidebook2.html>

## 外国人児童生徒への特別な配慮

愛知県では、一定の条件を満たした外国人の子どもは、**外国人生徒等選抜**(→P.25,91)という特別入学枠を利用して受験することができます。この制度では、国語・数学・英語の基礎的な内容で、漢字にルビの付いた問題で試験を受けることができます。令和7年度に、愛知県内でこの選抜を実施している公立高校は12校です(→P.62)。

また、高校の定時制課程の受験では、条件を満たせば漢字にルビのついた問題で基礎学力検査を受けることができるほか、面接を個人面接とする配慮があります(→P.26)。

○参考資料

愛知県教育委員会高等学校教育課

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000027366.html>

「海外現地校から愛知県公立高等学校に出願する皆さんへ」/日本語





# 進学のための費用援助

進学時の学費について困っている親からの相談です。



子どもを高校や大学に進学させたいと思っていますが、貯金がありません。学費の援助はありますか。

## Point



- 日本で進学するにはどのような費用がどのくらいかかるのか、外国人の親はなかなかイメージできません。早い段階から説明の機会を設けて理解してもらい、資金の備えをしてもらうことが重要です。
- 就学援助や奨学金など、様々な制度を利用しようとしても申請の時期を把握していなかったために、タイミングを逃してしまうことも少なくありません。
- 一度説明しただけではなかなか理解できない人も多いので、学校では援助制度を説明する機会を可能であれば複数回行ったり、通訳をつけて説明をするなど、工夫するとよいでしょう。地域の関係機関と協力して行うのもよいでしょう。また、説明の際には母国の教育制度との違いを比較しながら行うと効果的です。

## 必要な経費に対する備え

中学校卒業後の進路は多様で、進路によってかかる費用も様々です。進学する時には、意外とお金がかかります。高校では、教科書や制服、体操服、部活動に入る場合はユニフォームなど揃えなくてはならないものが多くあります。大学ではさらに入学金や授業料、施設設備費などが高くなります。一人暮らしになる場合には、家賃や光熱水費等の生活費用もかかります。

外国の学校は、制服がなかったり、修学旅行や部活動などの活動がなかったり、様々です。授業料だけでなく諸経費を含めた教育費用がどのくらいかかるのかイメージできない外国人は多くいます。せっかく受験で希望の学校に合格したにもかかわらず、費用を準備できないために進学をあきらめざるを得ないケースもあります。

経済的に苦しいからという理由で中学校を卒業したらすぐに働いてもらいたいと希望する親もありますが、就職先が狭まってしまいます。子どもが希望する進路に進むことができるようにするためには、早い段階から将来のことを子どもと親と一緒に考え、日本で進学するとどのくらい経費が必要になるか(→P.18,19)を親に理解してもらい、備えておいてもらうことが重要です。

学校では、理解促進のため多言語文書を作成したり、通訳付きの説明を行ったりするとよいでしょう。

## 高校の資金援助

高校の修学に必要な費用の資金援助については、様々な制度があります。特に入学時は提出期限のある書類がたくさんあります。申請の時期を逃してしまうと、制度が利用できなかったり、自己負担をしないといけない期間が生じたりします。重要度や優先度を理解してもらいながら申請をしてもらうようにすることが大切です。

|                | 内容                                                                                                                                                 | 申請方法                          | 返済要否 |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|
| 高等学校等<br>就学支援金 | 一定の収入額未満の世帯の生徒に対して支給される。国公立高校は授業料は無償となり、私立高校は所得に応じて支給額が変わる。一定の要件を満たす外国人学校も対象となる。<br>支給対象外の世帯であっても家計が急変した場合、対象となる場合がある。<br>(愛知県立高校の多言語版パンフレット→P.97) | 入学時、在学する学校から案内があり、オンライン申請をする。 | 不要   |

|              | 内容                                                                                                        | 申請方法            | 返済可否       |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------|
| 高等学校等奨学給付金   | 低所得世帯の保護者に対して支給される。授業料以外の教育費の支援のための給付金。国公立高校、私立高校とも支給対象となる。家計急変により非課税世帯に相当すると認められる世帯(家計急変世帯)も給付金の支給対象となる。 | 在学する学校に必要書類を申請。 | 不要         |
| 高等学校等奨学金     | 経済的支援を必要とする世帯に対し、生徒の修学を支援するため、生徒本人に対して奨学金の貸与を行う。                                                          | 在学する学校に必要書類を提出。 | 要<br>(卒業後) |
| 入学料および授業料の減免 | 低所得世帯、不慮の災害等により学資の支弁が困難な人に対して、入学料および授業料の減免を行う。保護者・生徒ともに愛知県在住かつ愛知県内の私立高校等に入学する場合は入学料・授業料の補助金制度がある。         | 入学する学校に必要書類を提出。 | —          |

## 大学・専門学校の資金援助

高校に入学する外国人の子どもたちは増加していますが、専門学校や大学への進学はまだハードルが高いようです。その理由の一つは、経済面が挙げられます。高校進学とはけた違いの金額が必要になります。

大学進学のための経済的な負担を軽減する方法として、進学した学生が対象として受けられる奨学金があります。一つの選択肢として知っておいてもらいたいでしょう。大学、自治体、民間団体等、様々なところが実施しています。奨学金の種類は、返還の必要のある貸与型、返還の必要のない給付型がありますが、在留資格によって利用できない場合があるので注意が必要です。貸与型の奨学金については、困らないよう計画的に返還していくことも併せて説明が必要です。

|                    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 申請方法                      | 返済可否                                 |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 高等教育の修学支援新制度       | 意欲ある子供たちの進学を支援するため、大学、短期大学、高等専門学校および専門学校に通う学生に対し、①授業料・入学金の免除または減額(授業料等減免)、②給付型奨学金の支給を行う。世帯収入や家族構成によって受けられる金額が変わる(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)                                                                                                                                        | 在学、進学する学校に相談の上、申請する       | 不要                                   |
| 児童養護施設等の生徒への受験料等支援 | 社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学をあきらめることのないようにするため、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)への寄附金を活用した事業として、児童養護施設等に在籍する高等学校等を卒業予定である生徒に対し、受験に要する諸費用を支援するもの(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)                                                                                                                           | 在籍している児童養護施設等を通してJASSOに申請 | 不要                                   |
| 各種奨学金              | 家庭の経済的な事情により進学が困難な学生のための経済的支援。返還不要の「給付型」と返還が必要な「貸与型」(無利子・有利子)がある。様々な機関・団体がやっている。JASSOでは、同団体で貸与奨学金(無利子・有利子)と給付奨学金(上記「高等教育の修学支援新制度」を確認)を設けている(※在留資格の要件あり。家族滞在の場合、日本の高校卒業等の要件もある。)だけでなく、他団体の奨学金の紹介もしている。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/</a> | 実施団体に問い合わせてください。          | 貸与型:<br>要<br>(卒業後)<br><br>給付型:<br>不要 |

## その他の教育資金の借入れ制度

教育資金を用途とした借入れ制度として、保護者が借りる教育ローンがあります。国(日本政策金融公庫)が行っているもの、その他金融機関が行っているものがあります。返還義務者が奨学金は学生、教育ローンは保護者になるなど違いがあるため、親子でしっかり話し合うようにしましょう。

＜奨学金と教育ローンの主な違い＞

|        | 奨学金                  | 教育ローン        |
|--------|----------------------|--------------|
| 利用者    | 本人(在留資格に関する要件がある)    | 保護者          |
| 利用条件   | 成績に関する条件、収入に関する条件がある | 収入に関する条件がある  |
| 返済開始時期 | 卒業後                  | 借入の翌月または翌々月  |
| 利息     | 在学中は無利息              | 借りたその日から発生する |

大学に進学するか、就職するか、高校卒業後の希望が子どもと違う外国人の親からの相談です。



子どもの高校卒業後の進路のことで、近々学校の先生と、話をしなければなりません。夫と私は派遣会社から派遣された工場で働いています。周囲の人たちは、高校卒業後、すぐに働いている人もいますので、子どもに早く働いてもらいたいと思っていました。でも、子どもは進学をしたいと言っています。

## Point



- 子どもが自分の将来についてどのように考えているのか、また、両親はどうしてほしいのかなど、親子でよく話し合ってもらう必要があります。
- 子どもの希望や意見、家庭の状況などを聞き、必要な情報を提供します。
- 外国人学校の場合、大学の受験資格を有しているかどうかの確認が必要です。
- 子どもと親で、お互いが納得できる方向性が見つけられるようにサポートすることが大切です。

## 将来就きたい仕事と、そのために必要な勉強や資格

子どもの進路について考える際、本人が将来何になりたいのか、どんな仕事に就きたいかなどの希望を聞き、現実とすり合わせていく作業が欠かせません。子どもは、身近な人をロールモデルにして、生活の術を学びます。仕事に関しても同様です。自分の親や周囲の大人たちだけではなく、いろいろな人との出会いや経験や知識を得て、学んでいきます。

一人ひとりの社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てていくキャリア教育の取り組みが、学校でも行われています。多くの高校では、夏休み等を利用して地元の企業でインターンシップを行うプログラムを行っています。仕事の体験や会社見学をしたり、先輩の話を聞いたりして、子どもが自分の将来のイメージを膨らませることができる機会となります。

また、日本語教室や学習支援教室等でも、先輩の話(→P.60)を通じて情報交換が活発に行われていたり、企業訪問、就職相談などを実施したりしているところもあります。

様々な機会を通して、どんな職業があるのか、どんな技術や知識、資格、態度を身に付けなくてはいけないかなどの情報を得るように伝えとよいでしょう。例えば、美容師になるには、美容師の養成施設を卒業して国家試験に合格する必要がある、看護師は看護学校や大学を卒業し、国家試験に合格する必要があります。

子どもだけでなく、親も一緒に考えたり、調べたりすることが大切で、高校卒業後は就職するのか、専門学校に進学するのか、大学に進学するのかなど、今後のことについて、親子で十分に話し合うように伝えましょう。

疑問点や不安なことなどがあれば、学校の先生と相談することも大切です。愛知県の定時制・通信制高校では、外国人生徒等の就労支援をする就労アドバイザーを配置していますので、就職を希望する場合には相談するとよいでしょう。

なお、公務員については、在留資格により受験の制限があったり、公務員の特性上、公権力の行使にあたる業務や公の意思の形成に参画する職について、日本国籍がないと就くことができなかつたりしますので、注意が必要です。

## 働き方を具体的に考える

就職活動をする前に、どのような働き方をするのかも考える必要があります。大きく分けて、正規雇用として就職する方法、非正規雇用として就職する方法があります。就職を考えるならば、それぞれの雇用形態の特徴やメリット・デメリットを理解しておくことが大事です。学校と親子でしっかり話し合うよう伝えましょう。

また、就職する場合、在留資格の確認も必要です。在留資格が**家族滞在**の場合は、在留資格の変更手続きが必要です(→P.11,44)

### ◆ 雇用形態別の特徴

| 正規雇用                                                                                                                                                | 非正規雇用                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・正社員として、労働契約の期間の定めがなく、直接雇用をされている。</li></ul>                                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>・正規雇用とは異なる雇用条件や待遇で雇用されている。</li></ul>                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・所定労働時間がフルタイムである。</li><li>・勤務時間が長かったり、残業があったりするが、ワークライフバランス支援のため、多様な働き方ができるようになってきている。</li></ul>              | <ul style="list-style-type: none"><li>・契約期間に定めのある有期雇用、正規雇用に比べ労働時間が短いパート、派遣会社から紹介してもらった会社に派遣されて働く派遣労働などの労働形態がある。</li><li>・短期間や短時間など、自分の希望や都合に合った働き方がしやすい。</li></ul>    |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・給料が毎月支給される会社が多く、安定した収入が受け取れる。</li><li>・賞与や退職金が支給される会社が多い。</li><li>・研修などの中長期的なキャリア形成ができる機会が与えられやすい。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・働きや貢献に見合ったものとならず、正規雇用と比較して給料や待遇が低くなりがちな状況にある。</li><li>・景気や会社の業績により契約更新がされなかったり、勤務時間が減ったりして、正規雇用と比較して収入や生活が不安定になりやすい。</li></ul> |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・人事異動があり、希望する職種や部署で勤務できるとは限らない場合がある。</li><li>・役職がある立場になることもあり、責任が大きい。</li></ul>                               | <ul style="list-style-type: none"><li>・仕事の範囲や責任などが限定的なことが多い。</li></ul>                                                                                                |



## 大学進学に向けて

大学入学資格は、12年の教育課程を修了していることが必要になります(→P.19)。

外国人学校は日本の教育課程とはみなされませんが、外国の高校に相当するとみなされている学校を修了した場合は、大学受験ができます。ただし、外国の学校へ行っていて、修了したのが12年未満の場合、指定された教育課程等を修了することが必要です。**高等学校卒業程度認定試験**(→P.92)に合格した場合も受験が可能です。詳しくは、文部科学省のホームページに掲載されています。

文部科学省「大学入学資格について」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111314.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm)

愛知県では、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた無料の学習支援等を行う「若者・外国人未来応援事業」を実施しています。

愛知県教育委員会あいちの学び推進課 <https://www.pref.aichi.jp/site/social-education/mirai-ouen.html>  
また、各大学が定期的に行っているオープンキャンパスや模擬授業に参加したり、先輩などの体験談を聞いたりは、大学生活のイメージや大学について知る良い機会になります。

なお、外国人の場合、留学生として大学に入学・編入学することも選択肢としてあります。大学のほか、短期大学や専門学校、高等専門学校などで、それぞれ外国人留学生の受入を行っています。

学校の探し方や入学手続きなどについては、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)のサイトで詳しく紹介しています。

日本留学情報サイト <https://www.studyinjapan.go.jp/ja/other/sgtj/>





# 在留資格の就学への影響

在留資格についての相談です。



本国で暮らしている中学生の子どもを日本に呼び寄せたいという相談を受けました。  
在留資格のことで注意する点がありますか。

## Point



- 子どもを呼び寄せるには、準備が必要です。日本で生活していくためには在留資格を得ることは、必須の手続きです。
- 親の在留資格によって子どもが申請する在留資格も変わります。また、卒業後に変更が必要な在留資格もあります。
- 子どもが就学できないという状況に陥ってしまわないようにすることが大切です。

## 子どもの在留資格

在留資格は、日本に在留する外国人に対し、その活動内容などに応じて付与されるもので、全部で29種類あります(→P.7,9)。在留資格には、活動内容に基づく在留資格と身分または地位に基づく在留資格があります。

専門的な技術、知識、技能、資格等を持っている外国人の親は仕事の内容に応じて、**技能**(外国料理の調理師など)や**教授**(大学教授など)などの在留資格が与えられ、その人が扶養する子どもには**家族滞在**の在留資格が認められます。一方、いずれかの在留資格に該当する身分または地位を有する子どもには、**定住者**や**日本人の配偶者等**などの在留資格が与えられます。

離れて暮らしている子どもと一緒に日本で暮らしたいと思う親が、まず子どもを**短期滞在**で呼び寄せる(→P.31)というケースがあります。しかし、**短期滞在**は、家族の訪問や観光を目的として短期間日本に滞在するための在留資格であって、日本で中長期間生活していくための在留資格ではありません。本来は、日本に呼び寄せる時点で、中長期の在留資格を取るべきです。ただし、やむを得ない特別の事情があると認められる場合は、短期滞在から他の在留資格への変更が許可される場合があります。

在留資格によって注意する点も様々です。

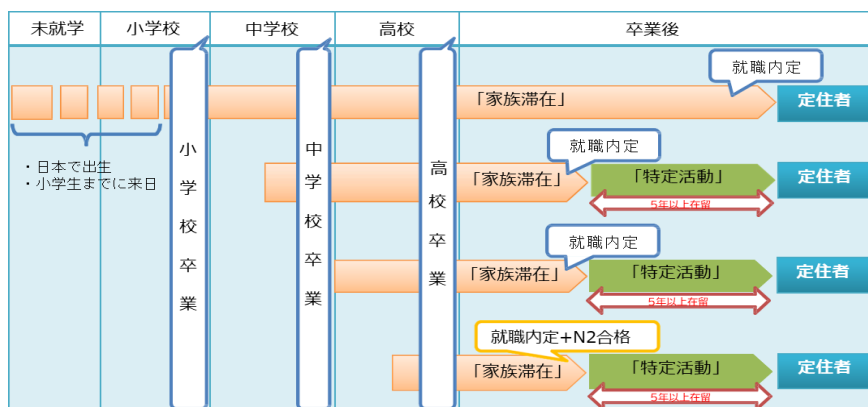
### ○家族滞在の場合

**家族滞在**の在留資格は、原則就労ができません。学生が余暇の時間を利用してアルバイトを希望する場合は、資格外活動の許可を得る必要があります。許可されるのは、週28時間以内です(長期休業期間中は1日について8時間以内)。

高校卒業後に引き続き扶養を受けながら大学進学する場合、在留資格の変更は不要です。

高校等卒業後に日本で週28時間を超える内容で就労する場合、在留資格の変更手続きが必要です。入国時期により変更が認められる在留資格が異なるので、出入国在留管理局に確認するように伝えましょう。

## ◆ 家族滞在の在留資格の人が高校卒業後に就職を希望する場合の主なルート



出典: 出入国在留管理庁ホームページ

### ○留学の場合

留学の在留資格の人が専門学校や日本語教育機関、大学を卒業後に日本で就職を希望する場合、在留資格の変更手続きが必要になります。就職が内定している場合、その活動内容によってどんな在留資格を申請するかは変わります。就職先が決まっていない場合、留学のままでは滞在できませんので、就職活動を継続する目的での**特定活動**に変更する必要があります。

小中学校、高校にも留学の在留資格で就学できることとなっていますが、個別のケースは出入国在留管理局、市町村の教育委員会に問い合わせてください。

### ○短期滞在等の場合

先に述べたとおり、**短期滞在**は日本に一時的に滞在する人のための在留資格ですから、保護者には子どもの暮らしをどのように考えているのかを確認し、日本で子どもと生活していこうとするならば安定的な生活に向けた在留資格を取得するよう伝えるとよいでしょう。

外国人の子どもの就学の受け入れは、市町村教育委員会が窓口となっていますが、日本で生活していける在留資格を持たない子どもの受け入れについては、各市町村教育委員会が個々の事情を見て判断することとなります。日本で子どもと暮らしていきたいという意味と、在留資格の変更手続きを始めることを明確に伝えて相談をするといよいでしょう。



### 教育を受ける権利

日本の憲法および教育基本法で、日本人の子どもには教育を受ける権利があり、その保護者は義務教育の学校に就学させる義務を負っています。日本に住む外国人の子どもには教育を受けさせる義務を課せられないとされていますが、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約)(A規約)」や「児童の権利に関する条約」を踏まえ、外国人の教育を受ける権利を保障しています。

したがって、子どもの在留資格が短期滞在であっても、非正規滞在であっても、教育を受ける権利は有しています。

文部科学省の通知では、在留カード等の提示がない場合でも、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこととしています。

#### <文部科学省通知>

○「外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について」(平成24年7月5日付け24文科初第388号初等中等教育局長通知)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1323374.htm)

○「監理措置に付される者に対する就学案内等について(通知)」(令和6年6月24日付け6教国教第61号 総合教育政策局国際教育課長通知)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/004/1415154\\_00011.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00011.htm)

# 外国につながりを持つ子どもが抱えやすい問題



1年前に中学生の娘と母子家庭になりました。娘は転校してから 学校生活のことで悩んでいるようです。本人に聞いても何も話してくれません。仕事に出ている間、娘が何をして過ごしているかとても心配です。

## Point



- 相談者は、誰にも相談できず不安を抱えていることもよくあります。まずは、じっくり相談者の話を聞き、受け止めることが大切です。
- 事実関係を把握し、相談者が何を求めているかを見極めます。日本人にとってはあたりまえのこともあるので、決めつけはせず、質問しながら確認するとよいでしょう。  
例えば、「学校に相談したかどうか。」「前の学校ではどうだったか。」「子どもの変化等について気づいたことがあるか。」など、相談者と一緒に考えることが大切です。
- 日本の学校制度や学校文化などに誤解があると思われる場合は、丁寧に説明します。それだけで不安が軽減される場合もあります。

多くの外国につながりを持つ子どもたちに共通して見られる、抱えやすい問題には、次の①～⑤のようなものがあります。

詳しくは、次ページ以降の事例に掲載しています。

### ① 勉強についていけない要因 ⇒ P.48

日本語がわからないと、先生や友達とのコミュニケーションが取れず、大きなストレスとなります。日本語が問題なく話せるように見える子どもでも、勉強で使う用語の理解能力が不十分な場合もあり、授業についていけなくなって、学校へ行く意欲が低下してしまうことがあります。

### ② 母国の学校文化との違い ⇒ P.50

日本の学校には、服装や髪型等、様々なルールがあります。外国で育った子どもやその保護者の中には、母国にはなかったルールに馴染めず、学校との間でトラブルを抱えてしまうことがあります。

### ③ 母語・母文化学習の重要性 ⇒ P.52

子どもは学校で日本語や日本の習慣を習得していきますが、親が話す母語を使わないうちに次第に理解できなくなり、親子のコミュニケーションに支障が生じることがあります。

### ④ 仲間外れにされやすい要因 ⇒ P.54

外見や言語、文化の違いなどで他の生徒からすぐには受け入れられないことがあります。それが原因で、学校へ行きたくなくなってしまうこともあります。

### ⑤ 家の事情(ヤングケアラー、貧困等) ⇒ P.55

親の仕事などで忙しく、子どもが家事の担い手となったり、親の通訳のために学校を休んでしまうことがあります。また、経済的な理由から学校に行きづらくなる子どももいます。

## 誰に相談すればよいのか

子どもが話したがらないのを強引に聞き出そうとしても本心を語ってくれるかは難しいところです。そういう時は、親は一人で抱え込まず誰かに相談することが大切です。

学校での問題の相談は、まず子どものことを一番よく知っている担任の先生に相談するとよいでしょう。学年主任や養護教諭、生徒指導主事(小学校は生徒指導主任)の先生、教頭先生、学校によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも相談することができます。**スクールカウンセラー**(→P.54,92)は、じっくり話を聞いて心理的サポートをしてくれます。**スクールソーシャルワーカー**(→P.54,93)は、子どもが置かれた環境にはたらきかけ、生徒および家族が抱える問題の解決に向けた支援を行います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、生徒からの相談だけではなく、保護者からの相談も受け付けていますが、すべての学校に配置されているわけではないので、まず学校に相談の希望を伝えるとよいでしょう。

また、子育てに関する相談は、市区町村の子育て相談の窓口や保健センター、児童相談センター(→P.77)等で実施しています。内容に応じて相談機関で相談しましょう。当協会でも相談窓口の情報提供を行っています。

## 子どもの居場所

日本語が不十分な子どもへの学習のフォローは、学校だけでは困難なことが多くあります。また、外国につながる子供を持つ子どものなかには、クラスに馴染めずに孤立してしまうこともあるでしょう。子どもにとって、学校以外の居場所も大切です。地域には日本語教室、学習支援教室、放課後児童クラブ、子ども食堂など、様々な活動があります。

**○地域日本語教室**(→P.33,68,93)：外国人児童生徒向けに日本語指導や学習支援を行っているところがたくさんあります。これらの教室に通うことも一つの方法です。子どもの日本語の理解度に合わせて、日本語を教えてくれるだけでなく、教室によっては学校の宿題を一緒にやってくれたり、学校の学習をよりよく理解できるよう学習の支援をしてくれたり、受験を控える年齢の子どもには試験を考慮した対応もしてくれたりします。(日本語教室の情報は、第4章の関係機関一覧(→P.68)を参考にするか、学校や市町村、国際交流協会などに問い合わせてください。)

**○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)**：保護者が仕事などのため、昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象として、授業の終了後や長期休業の間、小学校の余裕教室や児童館など、適切な遊びおよび生活の場として利用できます。利用料がかかります。放課後児童クラブ(学童保育)の利用申し込みについては、各クラブ、市区町村役場の子育て支援の担当課に確認してください。

**○放課後子ども教室推進事業**：すべての子どもを対象としています。学校の空き教室や体育館などを利用して、学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等、子どもの学び・体験の場、安全・安心な子どもの居場所として機能しています。

**○子ども食堂**：身近な地域で、子どもが一人でも安心して行くことができる無料または、低額の食堂です。近年は、食事の場としてだけでなく、学習支援の場、子どもたちの交流の場、地域ぐるみで子どもたちを育む場、さらには、多世代の交流の場、地域のコミュニティの場として、その取組が注目されています。国籍も関係なく地域の憩える場所として、活用するとよいでしょう。





# ①勉強についていけない要因 (言語的な問題、学習方法・内容の違い)

子どもの成績が下がっていることに悩む親からの相談です。



最近、うちの娘の成績がどんどん落ちているのですが、やる気がないのでしょうか。母国では成績がよかったですし、私と違って日本語は上手に話せるので、日本語に問題はないはずなのですが。

## Point



- まず、状況を把握するため、話をしっかり聞くことが必要です。また、不安な気持ちを受け止め、親や子ども自身が何をしていけばよいか導き出せるように、寄り添うことが大切です。
- 能力的に勉強についていけなかったり、何らかのトラブルを抱え、やる気が出ない状況になっていたりするのかもしれません。必要に応じて学校や他機関と連携しながら対応します。
- 言語的な問題を抱えていることも考えられます。日本語に問題がないように見えても、実は理解できていなかったということがあるので、注意が必要です。
- 学習内容や学習方法が母国のやり方と違うため、戸惑いを感じたり、ついていけなかったりする場合もあります。

ここでは、言語的な問題、学習内容や学習方法の戸惑いについて説明します。

## 「生活言語」と「学習言語」、言語的な問題

日常生活の中で一見不自由なく日本語を話し、日本の生活に適応しているように見えても、学校の授業には全くついていけないという子どももいます。学力はあるのに言語的な問題で成績が下がったり、評価が低くなったりして、子どもがやる気をなくしてしまっていることがあります。

日常生活で使う「生活言語」と、知識を学んだり考えたりする時に使う「学習言語」では、求められる言語能力が異なるからです。ジェスチャーや表情なども使いながら、他の人とコミュニケーションを取ることで理解するのが生活言語能力です。一方の学習言語能力は、授業で与えられた言葉の情報を理解し、分析や推測など、思考をする力が求められます。

「黒板に書いてあることをちゃんとノートに書いているから理解できているはず。」「教科書をちゃんと読めているから大丈夫。」と考えると、それは落とし穴かもしれません。黒板の字をただ書き写しているだけだったり、理解しないまま、ただ暗記して読んでいるだけだったりする場合もあるのです。

学習言語能力は、生活場面で身に付けることが難しく、日本語指導担当教師を中心にした計画的な支援が必要になります。学校における**取り出し指導**(→P.33,93)が有効です。学校の先生が個別の指導計画で学習言語能力を高めるための指導を計画しても、保護者が「うちの子は会話ができるから取り出し指導の必要がない」と断るケースも少なくありません。子どものペースで進められる取り出し指導のメリットをよく理解してもらおうとよいでしょう。

### 生活言語の例

温める

押す

半分に分ける

### 学習言語の例

熱する

圧力を加える

等分する



また、日本語だけでなく母語の言語能力も年齢相応のレベルに達していない**ダブルリミテッド**(→P.93)の状態になり、学習に支障が出ているかもしれません。

保護者が母語でなら子どもの勉強を見てあげられるということであれば、無理して日本語で教えなくても、家庭で母語を使って予習をしてから、学校の授業を受けるとより理解が深まる場合もあります。インターネット上で様々な教材をダウンロードすることもできます。一方、家庭での学習が難しい場合は、学校と相談することが大切です。

## 学習内容、学習方法の違い

来日して間もない子どもの場合は、学校で学習するカリキュラムや学習内容が母国と違うため、授業についていけなかったり、やり方に戸惑いがあったりすることも多いです。慣れるまで違いに配慮が必要です。

例えば、社会は、母国で育って来日した子どもの場合、日本の歴史や文化、社会制度について馴染みがなく、学習でつまづきやすい教科の一つです。

音楽は、母国で音楽の授業がなかったり、鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの楽器の授業がなかったりして、音符が読めなかったり、楽器の演奏ができなかったりします。

国語については、漢字や古文が理解できなかったり、国語のノートの取り方(上から下、右から左へ)の違和感を覚えたりします。

学習方法の違いでは、例えば、掛け算の「いんいちがいち」という覚え方は、日本独特の方法です。他の国には、その国の覚え方があります。

### ○ 筆算(ひっさん)の仕方

割り算の筆算(ひっさん)の仕方も国によって違います。例えば、 $36 \div 12 = 3$ の筆算は、次のようになりますが、自分が習った方式と違う方式で表すと、とたんに意味がわからなくなり、混乱が生じる原因になります。

【日本・フィリピンなど】

$$\begin{array}{r} 3 \\ 12 \overline{) 36} \\ \underline{36} \\ 0 \end{array}$$

【ブラジル・ペルー・ベトナムなど】

$$\begin{array}{r} 36 \overline{) 12} \\ \underline{36} \quad 3 \\ 0 \end{array}$$

### ○ 使う単位の違い

国によっては、使う単位も違います。重さの単位が日本ではグラム、キログラムですが、アメリカやイギリスは、オンス、ポンドです。長さの単位は、日本ではメートルですが、アメリカやイギリスでは、インチ、フィート、ヤードです。

### ○ 数字の書き方

数字を手書きで書くときの書き方も違います。例えばブラジルで「7」はカタカナの「ヌ」のように見えることがあります。

### ○ 略語の違い

教科で使う略語が言語によって異なることがあります。例えば、「紀元前」は社会科の教科書ではB. C. (before Christ)ですが、ブラジルではa.C. (antes de Cristo)、「西暦」は社会科の教科書では、A. D. (Anno Domini)ですが、ブラジルではd.C. (depois de Cristo)と書きます。

## 地域の日本語教室で日本語と学習を支援

日本語が不十分な子どもへの学習のフォローは、学校だけでは困難なことが多くあります。

**地域日本語教室**(→P.33,68,93)の中には、外国人児童生徒向けに日本語指導や学習支援を行っているところがたくさんあります。これらの教室に通うことも一つの方法です。

子どもの日本語の理解度に合わせて、日本語を教えてくれるだけでなく、教室によっては学校の宿題を一緒にやってくれたり、学校の学習をよりよく理解できるよう学習の支援をしてくれたり、受験を控える年齢の子どもには試験を考慮した対応もしてくれたりします。また、教室で友達ができ、居場所の一つになることもあります。

## ② 母国の学校文化との違い

学校のルールが理解できない親からの相談です。



小学校3年生のクラスに編入した娘が、先日、学校でトイレ掃除をさせられました。学校は子どもが勉強する場であるはずで、掃除などの雑用までさせられることには納得いきません。

### Point



- この親は、なぜ子どもが掃除することに納得できないのでしょうか。まず、納得できない理由を聞き、納得できない気持ちを受け止めます。
- 外国には様々な文化、習慣、価値観があります。どんな国や地域に住んでいた人たちなのか、どんな背景を持っている家庭なのかを聞いて受け止めた上で、日本での学校生活習慣を伝え、相互理解に努めることが大切です。

## 外国の学校での掃除事情

日本の学校では、通常、子どもたちが分担して、教室や廊下、トイレなどの掃除をしています。海外の学校では清掃員などが行い、子どもたちは掃除をしないところも多くあります。

例えば、アメリカの多くの学校には、Janitor(ジャンター)と呼ばれる、日本で言う用務員がいて、校内の清掃も行っています。子どもが掃除をしない理由としては、清掃用の薬剤や道具などで子どもが怪我するのを避ける(事故があった場合、学校が賠償責任を負わなくてはならない恐れがある)ことや、清掃員の雇用機会の確保などが挙げられます。

子どもが掃除をする習慣のない国や地域からきた人の中には、校内の掃除、トイレの掃除に違和感や拒否感を持つ人もいかもしれません。「日本の学校では掃除をするのが決まりだから。」と一方的に言うのではなく、なぜ日本では子どもたちが掃除を行うのかを説明することが必要です。子どもたちが自分で校内を掃除することにより、自らの居場所をきれいに使おうという意識を持つようになり、クラスメートと分担や協働することで責任感や連帯感が生まれたりするという、よい面を知ってもらいましょう。また、編入時の面談で、学校での1日の生活スケジュールとして、伝えておくといでしょう。場合によっては、親に子どもが掃除している場を見せってもらうようにして、子どもの成長を感じてもらうこともよいかもしれません。



| 子どもが掃除をする学校の多い国・地域         | 清掃員などが掃除をする学校の多い国・地域                                       |
|----------------------------|------------------------------------------------------------|
| 日本、中国、ベトナム、タイ、韓国、台湾、インド など | アメリカ、ブラジル、ペルー、シンガポール、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド など |

# 学校文化の違いの例

学校での掃除のほかにも、母国と日本の学校文化の違いから、外国人保護者や子どもは、日本での学校生活の中での様々なことに戸惑ったり、困ったりしています。

学校のカリキュラム自体が違うことで戸惑うことは、授業時間が午前のみあるいは午後のみだったり、給食がなかったり、授業で行うことが違ったりすることが挙げられます。

学校の習慣では、上履きに履き替えることや、準備する文房具が細かく決められていたり、体操服などにつける名前の位置が決められていたりすることが、理解できません。

文化の違いでは、小中学生がピアスをするのを禁止されていると知らなかったり、銭湯等に入る文化のない国から来た子どもだと、修学旅行で皆でお風呂に入ることなどに戸惑いを感じたりもするでしょう。

安心して学校生活を送ってもらうために、少しでも「大丈夫かな。」と思うことがあれば、どんな点が理解できないのかを確認してみてください。

以下は、当協会に寄せられた学校生活に関する相談や、外国人の方々からお聞きした体験談などの中で、実際に理解できなかったり、困ったりした事柄の一例です。

## 【学校文化の違いで戸惑うことの例】

| 戸惑うこと    | 母国の状況                                                      |
|----------|------------------------------------------------------------|
| 授業時間     | 学校が半日だった(午前、午後等)。                                          |
| 授業の進め方   | 生徒が授業中にたくさんの意見を言う。授業中に断りなくトイレへ行ったりごみを捨てたりなど、一時的に立つことは問題なし。 |
| 授業内容     | 音楽は歌だけで音符を覚える必要がない。体育は種目が限定的で、プールがない。                      |
| 文房具類     | 使ったことがない文房具がある(下敷きなど)。                                     |
| 給食、お弁当   | 学校でジュースを飲む、お茶(麦茶など)を飲む文化がない。                               |
| 給食当番     | 配膳をしてくれる職員がいた。                                             |
| 掃除当番     | 掃除をしてくれる職員がいた。                                             |
| 宿題等の家庭学習 | 親が見ることがなかった。長期休業の宿題がない。                                    |
| 連絡帳      | 使ったことがない。                                                  |
| 集団登下校    | スクールバスがあった。親が送迎していた(安全面で心配)。                               |
| 学校の行事    | 修学旅行、授業参観、家庭訪問等の行事の経験がない。                                  |
| 入学式      | 式典のような行事がない。                                               |
| 髪型、服装    | 自由であった。ピアスをしていても問題がなかった。                                   |
| 部活動の上下関係 | 上下関係がなかった。                                                 |
| PTA      | PTA、旗当番がなかった。                                              |



### ③ 母語・母文化学習の重要性

親子でコミュニケーションが取れなくなってしまって困っている外国人の母親からの相談です。



外国人の夫と、公立中学校に通う子どもがいます。夫婦とも日本語がわからないので、家庭での会話は母語です。子どもも小学校に入る頃までは、母語で話していました。しかし、今はほとんど母語を話さず、話しかけて返ってくるのは、簡単な母語か日本語です。

子どもが何を考えているのかわからなくなってしまい、困っています。

#### Point



- 子どもは、日本の学校に通ううちに、日本語優位の思考になっているのかもしれません。家庭で話す言語のルールを決めるとよいでしょう。
- 親が母語を話しているから、子どもも母語が当然上達すると思いがちですが、使う場面が限られると、言語能力も伸びていきません。意識的にかかわることも必要です。
- 中学生は、思春期に入りアイデンティティについて考える時期です。母語を使うことや、親が外国人であることを否定的に捉えてしまうこともあります。肯定的に捉えられるよう、**母語・母文化**(→P.95)を考える機会をつくることが大切です。

### 家庭内での使用言語のルール化

子どもが保育園や幼稚園、学校に行くようになると、子どもにとってはそこが社会生活の中心となり、家庭生活は生活の一部分でしかなくなります。すると、日本語をどんどん覚えて身につけていくようになります。

一方で、母語を使う場面は、家庭の中だけになりがちです。家庭生活の場で使う言葉の種類は、それほど多くありません。むしろ、母語を使わなくなる分だけ忘れてしまいます。

親子の会話は、必要不可欠なことです。コミュニケーションの手段を失わないよう、親子で伝えられる、自由に使える言語が何かということを踏まえて、家庭では何語で話すのか、しっかりと話し合っ規則を決めておくことが大切です。また、親の国籍が異なる場合には、親子のコミュニケーションを維持するために、親が得意な言語で話すといよいでしょう。

### アイデンティティの喪失

日本で生まれて流ちょうに日本語を話していても、ブラジルに行ったことがなくても、ブラジル国籍を持っていると「ブラジル人」「外国人」として見られます。ブラジルへ行ってもブラジルの文化や言語が身につけていなければ、よそ者と扱われ疎外感を味わいます。どちらの国の言語習得、文化習得も中途半端で、「自分はブラジル人でも日本人でもない」感覚を持ち、自信を持てなくなってしまいます。同様に日本人と外国人の間に生まれた日本国籍の子どもも、「日本人ではない自分」という感覚を持っていることがあります。

また、日本語を十分に話せない親を恥ずかしく思ったり、親子でコミュニケーションが取れなくなってしまって親に学校のことを相談できなくなったりして失望感を抱くことも少なくありません。

人は、発達する過程で「自分は何者なのか」ということを考えるアイデンティティ確立の時期を経験します。しかし、日本に住む外国人の子どもは、アイデンティティが確立できずに悩んでしまうことが少なくありません。

## 母語・母文化を大切にする

保育園や幼稚園、学校に通っていると、園の生活や学校の授業についていけるように、先生から家庭でも、できるだけ日本語で話すように促される場合があります。「二つの言語は同時に覚えられない。」「日本で生活するなら日本語を優先すべきだ。」という思い込みもあるかもしれません。

母語が保持できていると、母語による事前学習を取り入れたり、わからない言葉を母語で確認したりして母語を活用でき、学校での教科学習能力も向上しやすく、教科の習得も早くなります。

この事例の子どもも含め、日本に住む外国人の子どもは、複数の言語を操れるようになれるかもしれない恵まれた環境下にあるとも言えます。母語と日本語が両方できるようになると、将来の進路や職業の選択肢も広がります。それは、子どもの自信と、健全なアイデンティティの形成につながっていきます。

親から母語を伝えられると同時に母文化、価値観、社会規範もその中で伝えられていきます。親から伝えられたことが子どもの中に生き続け、それが土台になって自己肯定感が高まっていくのです。

母語・母文化を大切にすることは、外国人の子どもにとっては大切なことなのです。

## どのように母語・母文化を伝えるか

子どもは、乳幼児のうちから様々な情報を吸収していきます。母語の絵本の読み聞かせをすることから始めるとよいでしょう。地域の図書館や国際交流協会では多言語の絵本を置いていたり、多言語で絵本の読み聞かせを行っているところもあります。絵本を通じて母文化のことも学べます。

地域によっては、子どもが参加できる母語教室（→P.72）が開催されています。母語教室を通じて言語を習得でき、友人とともに肯定的な視点を養うことができます。

また、母文化に触れる機会も積極的に作るとよいです。家庭で母国の話題を出すのはもちろんのこと、母国の食事を通じて母文化に触れること、コミュニティの祭りやイベントに参加して楽しく母文化を体験することもよいでしょう。今はSNSが発達していますので、母国にいる友人と繋がりを持ち、コミュニケーションを取る方法もあります。

家庭でどれだけ母語や母文化を大事にしても、学校や地域社会に外国人への偏見や理解不足があると、外国人の子どもの健全なアイデンティティの形成につながりません。

母語・母文化を誇りに思えるような機会を学校や地域社会でも持てるように、家庭、学校、地域社会が協力しあえる体制づくりが大切です。

例えば、学校での取り組みとして、漢字を読み書きするといったプリント学習だけでなく、自分の言葉で自由に表現する活動があります。豊田市にある衣台高校で始まったこの取り組みは、大学の准教授のアドバイスのもと、母国語と日本語を交えた作文で自分の思いを表現する授業を行っています。この授業を通して、今持っている力を育み、自分の意見を伝えることを大切にしています。

### Point



母語・母文化を伝えていく中で大切なことは、親子のコミュニケーションです。親が見守ってくれる安心感、信頼関係があって、子どもは健やかに成長していけるのです。小さなことでも、日ごろからどんどん話し合える環境ができていることが望ましいです。

## ④ 仲間外れにされやすい要因

学校で仲間外れにされている子どもの母親からの相談です。



小学校に通う子どもが学校で仲間外れにされているようで困っています。どうすればよいでしょうか。

### Point



- まず、困っている気持ちを受け止めます。
- どんな場面でどんなことが起こっているのか、親子で話し合っているのでしょうか。
- 様子をみるだけでは難しい場合、具体的な対応策を親がクラスの担任の先生ともよく話し合うことが大切です。担任の先生に言いにくい場合には、学校にいるスクールカウンセラーなどを必要に応じて活用できます(→P.47)。

## 仲間外れにされやすいところ

学校で仲間外れにされることは外国人に限ったことではありません。しかし、外国人の子どもが仲間外れにされたり、からかわれたりしやすい原因として、次のようなことが挙げられます。

言葉が通じず話ができないこと、話している日本語がおかしく感じられること、学校生活で他の生徒と違う行動をしてしまうこと、自分の意見を積極的に発言するなど、コミュニケーションの取り方が日本人と違うため空気を読めないと思われることなど、文化や思考の違いに起因することが少なくありません。

また、仲間外れにされているというよりは、外国人の子どもが他の日本人の子どもたちとコミュニケーションが取れないために、自分から孤立してしまうこともあります。仲間外れにされているのか、子どもが孤立しているのか、どんな状況にあるのかを把握することが必要です。

なお、無意識に仲間外れをしてしまうこともあります。見た目が外国人に見えるというだけで、「日本語が上手ですね」「いつ日本に来たのですか」と聞くことは、知らず知らずに相手を傷つけるマイクロアグレッションといわれる無意識な差別につながることもあります。また、もともと髪の毛の色が日本人の子どもよりも明るい外国人の子どもが、髪を黒く染めるように学校から言われるケースもあります。その子どものアイデンティティを否定する行為にもなり、注意が必要です。

また、外国人の多い学校では、日本人の子どもとコミュニケーションが取れない外国人の子どもは、外国人の子ども達だけで集団を作って、クラスが仲間割れの状態になってしまうこともあります。そうすると、外国人の子どもは、日本語能力が身に付かず、学力が伸びない原因にもなります。

## 学校での受け入れ体制づくり

外国人の子どもがからかわれたり、仲間外れにされたりする程度は、年齢によっても異なりますが、自分の子どもが辛い気持ちを抱え、子どもや親の努力のみで解決できそうにないと感じたら、担任の先生と相談をして、連携して子どもをサポートする体制づくりをすることが大切です。子どもをクラス全体で受け入れる体制をつくってもらうよう、必要に応じて「異文化理解」「国際理解」「人権の尊重」などについて、クラス全体で話し合う機会を設けてもらうのもよいです。互いの違いを認め、助け合える共生を目指した学級、学校であることが、外国人の子どもにとって通いやすい環境といえるのです。

スクールソーシャルワーカー(→P.47,93)やスクールカウンセラー(→P.47,92)などを活用することが効果的な場合もあります。

## ⑤家の事情(ヤングケアラー、貧困等)

学校の先生からの相談です。学校に来なくなってしまった子どもを心配しています。



私が勤務する小学校に、外国人の子どもが通っています。勉強はよくできて、特に問題もなく学校生活を過ごしていましたが、突然学校に来なくなってしまいました。母子家庭で未就学の弟がいて、最近その弟が体調を崩しているらしいです。どんなことが考えられるでしょうか。

### Point



- 不登校がちになる理由は様々ですので、子どもや親と話し合う機会をつくる必要があります。
- 勉強についていけない(→P.48)などの理由で不登校になっていることもありますが、家庭の状況が理由で学校に行けなくなっている場合もあります。
- 原因に応じた環境づくりをし、適切な対応をするように努めることが大切です。

### 外国人の子どものヤングケアラー

大人が担うような家事や家族の身の回りの世話などを日常的にしている子ども・若者をヤングケアラーといいます。具体的には、親が仕事や介護などで忙しいために家事をさせること、小さいきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族の世話をすることなどです。また、日本語が第一言語ではない家族のために通訳をしていることも含まれ、こうした外国人の子どもは、ことばのヤングケアラーだといえるでしょう。このように、外国人の子どもは、負担の重さや頻度は様々ですが、親の支援をしていることが少なからずあります。なお、子どもに通訳させるのは、好ましくありません。正確に情報を伝えられない可能性があるだけでなく、病院では家族の病気を告げられたり、学校では子ども自身の成績や家庭の経済的な問題のことなど、大きな心理的負担がかかるからです。

### 子どもや家庭の状況を把握する

上記のような家族の都合以外にも、経済的な理由で、学校に行きたくても行けない状況にある可能性もあります。まずは、どんな理由があるかを把握しましょう。

外国人の親は、正社員ではなく派遣社員が多く、不安定な雇用形態で勤務していることがあります。そのため、仕事を求めて移動することも多く、子どもも転校を繰り返すことで、学校に馴染めなくなることがあります。ひとり親家庭の場合、経済的に困窮し、学校生活に必要な用具が揃えられなかったり、給食費などが払えなかったりということもあります。こうした状況は、学力不振や進路に希望が持てない、生きる意欲が湧かないなど様々な面で影響があると言われています。

### 学習に専念できる環境を整える

上記のように外国人家庭の状況は様々です。学校の教員としては、家庭のあり方を批判したり、指導したりするのではなく、その多様性を認め、家庭と協働して児童生徒の教育に当たるという姿勢で臨むことが大切です。

そして子どもが学業に専念できるように、環境を整えるための対応を考えましょう。

家族の通訳をすることが欠席の理由ならば、多言語相談の対応をしている窓口(→P.73)に情報を問い合わせることも一つの方法です。通訳の情報等、外国人の対応に必要な情報を得られる場合があります。経済的に困難な状況にある場合は、児童扶養手当(母子及び父子並びに寡婦福祉法)や就学援助制度(→P.36)などを活用できるように支援します。外国人の親は、困っていても適切な援助要請ができないことも多く、スクールソーシャルワーカー(→P.93)などと協力し、福祉機関と連携することも必要です。



# 宗教への配慮

学校の先生から宗教に関する相談です。



小学校の教諭をしています。

ムスリムの外国人の子が転校してきました。何か気をつけるべきことはありますか。

## Point



- 宗教をイメージだけで決めつけたり、偏見を持ったりしないようにして、尊重する姿勢を持つことが大切です。
- 宗教によっても、国によっても、家庭によっても、行動に配慮が必要なことは異なります。宗教や文化について理解を深めるとともに、どのような方針があるのかを親に確認する必要があります。
- 宗教がからかいの対象になり、信仰を持つ子どもが傷つくこともあるので、クラスの状況や様子をみることも、また他の生徒たちにも宗教の理解をしてもらうように努めることが大切です。

## 信仰を持つことを尊重する

日本人は、宗教に対してぼんやりとしたイメージで捉えていることが多いです。一方、イスラームは、食事制限が厳しそうだといった否定的なイメージで捉えているかもしれません。イスラームの人たちにとっては、信仰心によるものなので、それを良い悪いで評価されることは不本意なことで、その人自身をも否定された気持ちになる場合もあります。尊重する姿勢を持つことが大切です。

また、国や地域によっては宗教の学習も学校に取り入れられています(→P.84,85)。宗教は生活の一部となって密接に結びついているため、学校生活を送る上でも切り離せないことがあります。それをまず理解する必要があります。

文部科学省は、「外国人児童生徒の多様性への対応」について、基本的に保護者の宗教的な判断を尊重することが重要と述べています。そのためには、児童生徒の受け入れ初期に、保護者と学校とでよく話し合い、今後の学校生活の過ごし方についての共通認識を持つことが大切です。

## どんな宗教的配慮が必要か

信仰を持つ人は、そのしるしとして様々な行動に表します。お祈りを始め、服装や食事などにも及びます。学校で対応できないことも出てくるかもしれません。できないことがある場合は理解をしてもらうように努めましょう。以下に各宗教で気をつけるとよい点をまとめてみましたが、国や地域により習慣が異なる場合もあるので、必要に応じて確認してください。

### ○ 服装

イスラームでは、女性は美しいところを見せないようにとクルアーンに書かれています。体のラインがわかるような制服や体操服、水着等の配慮が必要です。個々に差はありますが12歳頃からスカーフを着用します。

### ○ 給食

イスラームでは、豚肉等の不浄とされるものを摂ることは禁じられています。そのため、豚肉やそのエキスを使った料理が食べられません。その他の肉類もハラール食(ルールに従って屠殺したもの)でないものを避ける傾向があります。

ヒンドゥー教では、牛は神聖なものであるため、牛肉は食べられません。

ユダヤ教では、牛や羊など、草食動物で、ひづめが割れていて、反芻する動物の肉は食べられます。豚肉は不可です。また、ヒレと鱗のない海鮮類(エビやカキ、タコなど)も食べられません。

給食が難しい場合、自宅からお弁当を持参してもらう対応をとることが多くみられます。

### ○ 授業中

イスラームでは男女が気軽に触れ合うことが禁じられています。学校生活でも体育、特に水泳の授業で男女一緒にプールに入ったり、ワークショップなどで一緒に活動したりすることに抵抗を感じるムスリムの保護者が多くいます。体育の際の着替えの場所や身体測定、授業への参加方法などを、事前に保護者と確認するとよいでしょう。

### ○ お祈り

イスラームでは、1日に5回のお祈りをする事となっています。空き教室など静かに礼拝を守れる場所を求められる場合があります。国や家庭によっては、やむを得ない場合には、複数回まとめて礼拝するという方法をとっています。

### ○ その他

イスラーム圏と一部の仏教国では、子どもの頭をなでる行為はしてはいけません。また、不浄とされる動物への接近や世話をする際には、注意が必要です。

仏教や神道以外の宗教では、修学旅行などでお寺や神社の参拝が行程に入っていると抵抗を示されることもあるので、配慮が必要です。安息日に開催される学校の行事や宗教にかかわりのある行事も注意が必要です。

様々な機関が、イスラームの子どもたちを理解するために教育現場向けの資料を発行しています(→P.101)ので、参考にするとよいでしょう。

## 国によって、家庭によっても違う宗教観や倫理観

同じイスラームでも、国や地域で様々な特徴があります。例えば、中東と東南アジアでは、女性の顔や頭を隠すスカーフの種類も国によって異なります。



インドネシア

世界最大のムスリム人口を擁するインドネシアですが、すべての女性がヒジャブ(スカーフ)を被っているわけではありません。「インドネシアのイスラームは他の国より緩い」とよく言われますが、人にもよりますし、これがイスラーム教に対する忠誠心の差になるかと言えばそうではなく、心でアッラーを信じるのが最も大切であるとされています。また、イスラームだけでなく、キリスト教、仏教、ヒンドゥー教などの他の宗教も尊重されています。



サウジアラビア

厳格なイスラームの国でしたが、近年社会改革が行われています。女性は車の運転を禁じられていましたが、2018年に解禁されました。レストランやカフェは女性が家族以外の男性と同席しないよう男女別の入り口を設けることを義務付けられていましたが、2019年には不要となりました。



マレーシア

クアラルンプールに行くとほとんどのムスリムの女性がヒジャブを被っていますが、頭だけカラフルなベールで覆い、首からは西洋の服を着ている人も多く見られます。



### 日本にいるムスリム

日本にいるムスリムの人口は、統計がないのではっきりとわかりませんが、推計で10万人とも20万人ともいわれています。バブル期にパキスタン、バングラデシュ、イラン、インドネシアなどから外国人労働者として大勢入国したムスリムは、その当時工場の多い北関東に集中していました。その後、結婚・出産により、日本社会に溶け込んでいるムスリムや国際結婚によりムスリムになった日本人(イスラーム教徒の男性と結婚する場合、女性はイスラーム教、キリスト教、ユダヤ教のいずれかを信仰している必要があります。)などもいて、日本生まれの二世を日本の学校に通わせているムスリムの家庭が増加しているとのことです。

現在、日本にいるムスリムを国籍で見ると、インドネシア、パキスタン、フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、タイ、トルコなどで、アジア出身者が多いです。



# 子どもの発育に関すること

子どもの落ち着きがないと言われた親からの相談です。



幼稚園に通っている年長の子供がいます。

幼稚園で先生がお話している最中に、突然立ち上がってうろうろするようで、先生から落ち着きがないと言われてしまいました。発達に問題があるのでしょうか。

来年小学校に入学しますが、やっていけるか心配です。

## Point



この母親は、発達に問題があると心配なようですが、落ち着きがない要因は発達の問題だけではありません。外国人の子どもの場合、

- 実際には発達障害ではないのに、言葉が分からないことや文化の違いの問題で発達障害を疑われる場合があるかもしれません。
- 発達障害であるにもかかわらず、言葉が分からないだけだとされ、きちんと診断を受けられずにいることもあります。

いずれの場合も、要因を探るだけではなく、子ども一人ひとりをきちんと見て、その子にとってどのような対応が必要なのかを考えることが大切です。

## 落ち着きがなくなる要因

落ち着きがない理由には、様々な要因が考えられます。言葉や文化の違い、生活する場所や周囲の人がどう関わっているかの影響など、環境によるもの、子ども本人が持っている特性(場合によっては知的障害や発達障害)によるものなど、様々です。

安易な判断は避け、できるだけ多様な視点から子どもの様子をみることが求められます。保護者は、生育歴や発語を始めた時期、家庭での様子、兄弟との関係など、気になる点があれば、幼稚園に伝えます。また、幼稚園の先生のアドバイスを参考に、家庭で支援できることがあれば、積極的に試してみましょう。

必要に応じて、乳幼児健康診断時に相談をしたり、保健センターや市区町村役場、児童相談所(→P. 77)に相談したりすることも考えられます。

### ○ 言葉や文化の違いに問題がある場合

日本語が全く分からない人がすべて日本語で会話しなければならない環境に置かれると、大人でも強いストレスを感じます。感情や行動コントロールが未成熟な子どもだと、ストレスを感じた時に、余計に上手く感情や行動をコントロールできなくなってしまいます。

また、母国での幼稚園を経て来日した場合、母国での幼稚園生活が子どもにとっては基準になります。生活の流れが違ったり、挨拶の仕方が違ったり、歌う歌が違ったり、食事の仕方や内容が違ったり、様々な習慣、文化の違いに戸惑います。日本で保育園や幼稚園に通わず就学する子どももいます。

このように、異なる言葉や文化に適応しようとしたときにストレスが生じて、座っているべき時に歩き回る、順番が待てない、突然大声を出す、暴力的になるなどの言動がみられる場合があります。

子どもが十分に日本語を話せないのなら、できるだけ簡単な言葉で話したり、イラストや日本語と母国語の単語が入ったカードを使いコミュニケーションをとったりして、子どもが落ちつくことのできる環境を作ってもらえるよう、幼稚園の先生と相談するのもよいでしょう。

文化の違いによるストレスがある場合も、生活に慣れるまで先生に注意深く見てもらうことに加え、家庭においても母語を大切に、子どものストレスを癒しながら、日本語や日本文化にも触れられる機会を持って、日本での生活に少しでも早く慣れるための手助けをするとよいでしょう。

また、就学前に日本語や日本の文化などに慣れ、学校生活に適応しやすくするために市町村等が実施している**プレスクール**(→P.33,66,94)があります。

## ○ 家庭環境に問題がある場合

外国人だからというわけではなく、日本人も同様に、家庭環境の問題が子どもの行動に影響し、落ち着きのなさや、場面緘黙(ばめんかんもく)の症状として現れる場合があります。児童虐待やネグレクト(養育放棄)、貧困、夫婦の不和、DVなどが子どもに多大なストレスがかかります。保護者は家庭の問題が子どもに影響しているとは思っておらず、相談員等には話さないこともあります。もし家庭に問題があるのなら、市区町村役場、児童相談所等の適切な相談機関に相談して、解決する必要があります。

## ○ 発達上の問題

興味、活動の範囲が狭くパターン化した行動やこだわりが強い、考えるよりも先に行動を起こしてしまう衝動性が見られるなど、生活する上で困難がある場合、発達障害が疑われることもあります。

発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法2005年)と定義されています。

発達障害の診断は、医師が行います。発達障害を治す薬はありませんが、派生した様々な症状に対して薬が処方されることがあります。発達障害は、連続体(スペクトラム)で、境界がはっきりしない濃淡があり、環境や対応の仕方で困難さに違いが生じます。周囲が特性を理解し、適切なサポートを行えば、特性や個性を才能に活かすことができる可能性があります。

しかし、外国人家庭は、言葉や制度の違いにより必要な情報を得ることが難しく、社会的な支援を得られないまま孤立することがあります。そのため、子ども本人の困難さが解消されず、本来抱えている特性とは別の二次障害により、虐待やいじめ、不登校、ひきこもりなど、様々な社会的課題に陥ってしまうこともあります。

国立障害者リハビリテーションセンター(発達障害情報・支援センター)が保護者向きパンフレット(→P.101)を多言語で発行しています。発達障害の基本的な内容の説明があり、母国とは異なる社会資源等に関する適切な情報を得ることができますので、活用するとよいでしょう。

発達障害と診断された場合、児童相談所での判定に基づき、療育手帳(地域により名称が異なります。名古屋市は「愛護手帳」)が交付され、障害の等級により特別児童扶養手当などが支給されます。市区町村に申請することにより、障害児サービス(例えば、未就学児童は児童発達支援、学齢期児童は放課後等デイサービスなど)を受けることができます。

学校では、学習内容の変更や調整、ICT等を活用するなどの合理的配慮による指導の工夫も始まっています。

## 子どもにとって大切なもの

外国人の子どもの場合、言葉や文化の違いに対する周囲の無理解から、安易に発達障害と疑われたり、逆に重大な問題があっても見過ごされたりすることがあります。こうした子どもたちは家庭や学校生活の中で、様々な失敗経験が繰り返されることで、苦手意識や挫折感が強くなり、自己肯定感が低い傾向にあります。

発達障害か否かという診断の有無を待って対応を考える前に、まずは子どもたちが抱える困難さから対応を考えてみましょう。そうして、できたことを褒め、関わりを通して達成感を得られる経験を増やしていきましょう。認めてくれる人間関係が周囲にあることは、子どもの成長にとって、とても大切なことです。

また、発達に関わる相談はすぐに解決することは少なく、成長段階に応じた長い支援が必要になることも念頭に置き、関係機関との連携を深めていくことが求められます。





# 先輩にお話を聞いてみました

日本で生まれた、または育った外国人の子どもの中には、既に大人になっている人たちもたくさんいます。自分で道を切り開いてきた先輩もいれば、家族や先生たちなど周囲のサポートを受けながら頑張ってきた先輩もいます。そんな先輩たちの体験談やアドバイスは、子どもや保護者たちにとって励みになったり、貴重な情報源にもなります。

アルゼンチン出身で、現在は外国人児童生徒のための塾などを経営しているKさんに、来日してからの経験や感じたことなどについて、お話を聞いてみました。



## Q1. いつ来日しましたか。来日してからすぐに学校に通いましたか。

Kさん：16歳の時に来日しました。来日してからは、日本で勉強を続けたいと思っていましたが、アルゼンチンで中学校を卒業していたので、高校に入学できないと言われました。そのため、日本の学校に入学することを諦め、工場で働くことにしました。

工場で働き始めてから2年後に、市が設置している日本語教室で、ある先生に出会いました。その先生に日本で勉強を続けたいと相談したところ、先生のサポートを得られることになり、18歳の時に定時制高校の入学試験を受けることにしました。残念ながら、入試の結果は不合格でしたが、1年間聴講生として高校に通うことが許可されました。翌年、もう一度入試を受け、無事に合格することができました。

## Q2. 日本で勉強をする中で、困ったことや難しかったことはありましたか。

Kさん：来日した時は、日本語の知識はゼロでした。最初の2年間は工場で働いていたため、仕事場で使う日本語程度は話せるようになりましたが、日本語をしっかりと勉強し始めたのは高校に入学してからです。

日本語の勉強で一番困ったことは文法と漢字でした。みんなが通常は9年かけて習う小中学校の文法や漢字を高校5年間で勉強することになったので、とても大変でした。高校を卒業してからは、日本語をもっと勉強するために、語学学校に入りました。今は仕事で通訳をする中で、日々新しく学ぶことも多いです。

## Q3. 来日した頃の家族の状況や家計などはどうでしたか。

Kさん：両親が先に来日し、その次に兄、私と弟と一緒に日本に来ました。来日後、兄と私がすぐに働き始め、弟は小学校に通い始めました。家では4人が働いていたので、お金の困ることはあまりありませんでした。高校に入学してからも、学校が始まる時間までアルバイトをしていたため、学校などの費用は自分で払っていました。語学学校の学費は少し高めだったため、1年間働いて貯金し、残りの金額は教育ローンを利用しました。

## Q4. 現在、どのような仕事をしていますか。その仕事に携わるようになった経緯も教えてください。

Kさん：外国人児童生徒のための塾を営んでいます。以前、語学相談員として、小・中学校の外国人児童生徒と関わっていたのですが、それぞれに問題や悩みを抱えていて、その中でも日本語の勉強で困っている子が多いことに気づきました。外国人児童生徒の学習支援の必要性を痛感し、同じように感じていた仲間と塾を設立しようと思ったのがきっかけです。授業についていくのが難しい子たちにポルトガル語も使いながら勉強を教えています。

他にも、動画の編集が得意なので、映像制作会社を営んでおり、企業の動画などを製作しています。

## Q5. 後輩へのメッセージはありますか。

Kさん：私のように、中学校やそれ以上の年齢で来日する外国人の若者は、勉強が続けられない、または追いつくことができないと感じる人も多いと思いますが、勉強を諦めないで欲しいです。日本語の勉強はたいへん難しいですが、日本語を学んでいるうちにやりがいを感じられると思います。嫌いなことは誰もやりたくないと思うので、日本語の勉強の中で好きなことを見つけ、勉強を少しでも楽しいものにすることがポイントだと思っています。